

# 第2次 吉備中央町 総合計画

基本構想  
前期基本計画

子どもたちの笑い声があふれる  
懐かしくて新しいふるさとの創造



平成28年3月  
吉備中央町

# 第2次吉備中央町総合計画

## 基本構想・前期基本計画

---

平成28年3月  
吉備中央町

## はじめに

急激に少子高齢化、人口減少社会が進行する中、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、地方にも「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定め、地域の実情に添った人口減少対策や地域社会の維持対策に取り組むよう求めています。

また、地域社会においては、地方分権型社会をはじめとする地方への新しい流れが起きるとともに、人口減少の進行、情報通信技術の急速な発展、安全・安心や環境問題への意識の高まりなど時代の流れは急激に変化しています。

このような中で、町では先に策定した総合戦略などと整合性を図りながら、「第2次吉備中央町総合計画」を策定し、時代の潮流や町民皆様の要望に的確に対応した施策に取り組むこととしております。

策定に当たっては、第1次総合計画に掲げた施策に対する町民皆様の満足度、重要度をお聞きし、各施策の点検評価を施し、残された課題、今後必要な取り組みを洗い出すとともに、総合戦略に掲げた重点プロジェクトとの連携や整合を図るようしております。

総合計画、総合戦略に掲げる施策に的確に取り組み、町民皆様が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを実現するためには、町民皆様をはじめ、企業・事業所や各種団体などが一丸となってまちづくりに取り組む必要があります。

今後一層の町民皆様の町政に対するご支援、ご協力をお願いするとともに、国・県をはじめ当町を応援して下さる多くの皆様のお力添えをお願いする次第であります。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、ご意見、ご協力をいただきました町民皆様、まちづくり会議の皆様をはじめ、適切なお助言、ご審議を賜りました町議会、総合開発審議会の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成28年3月



吉備中央町長 山本 雅 則

## 目 次

序 論	1
1. 吉備中央町の位置と地勢	1
2. 第2次吉備中央町総合計画策定の目的と役割	2
(1) 第2次吉備中央町総合計画策定の目的	2
(2) 第2次吉備中央町総合計画の役割	3
(3) 総合計画の構成と期間	4
3. 吉備中央町の特長(強み)と政策展開の視点	5
4. 時代の潮流	7
(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行	7
(2) 安全や安心に対する意識の高まり	7
(3) 地域の結びつきの重要性	7
(4) 環境問題への意識の高まり	8
(5) 情報通信技術の急速な進展	8
(6) 地方分権改革をはじめ地方への新しい流れ	8
5. 人口の推移	10
6. 就業人口の推移	11
7. 町民の意識と期待	12
(1) まちへの愛着度と定住意向	12
(2) 吉備中央町の各環境に対する満足度	15
(3) 満足度と重要度の相関によるニーズの把握	16
基本構想	21
1. 将来像	21
2. 基本方針	21
3. まちづくりの枠組み	22
(1) 将来人口の予測と人口ビジョン	22
(2) 土地利用方針	24
4. 基本目標(施策の体系)	26
5. 施策の大綱	27
(1) 次代の宝を育むまち～子育て・教育・文化分野	27
(2) やさしさあふれるまち～保健・医療・福祉分野	29
(3) 生活しやすい安全なまち～生活基盤分野	30
(4) 魅力と活気のあるまち～産業振興分野	32
(5) 快適な暮らしのまち～環境保全分野	34
(6) 協働で歩むまち～行財政分野	35



6. 重点プロジェクト-----	37
(1) 重点プロジェクト1 町の将来を担う子どもを増やす -----	38
(2) 重点プロジェクト2 町を支える宝(若者)を残し、転入により新しい風を呼び込む -----	38
(3) 重点プロジェクト3 安心して暮らせる環境をつくる -----	38
(4) 重点プロジェクト4 夢を語れるまちづくりを進める -----	38
7. 基本構想の体系-----	39
前期基本計画-----	42
基本目標1. 次代の宝を育むまち-----	42
施策 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 -----	42
施策 1-2 幼児・学校教育の充実 -----	47
施策 1-3 生涯学習の充実 -----	50
施策 1-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実 -----	53
施策 1-5 青少年の健全育成 -----	55
施策 1-6 地域文化の育成 -----	57
基本目標2. やさしさあふれるまち-----	59
施策 2-1 保健・医療体制の充実 -----	59
施策 2-2 高齢者福祉の充実 -----	63
施策 2-3 障害者福祉の充実 -----	65
施策 2-4 地域福祉の充実 -----	67
施策 2-5 社会保障の充実 -----	68
基本目標3. 生活しやすい安全なまち-----	71
施策 3-1 道路・交通ネットワークの整備 -----	71
施策 3-2 吉備高原都市の整備促進 -----	74
施策 3-3 住宅の整備 -----	76
施策 3-4 情報ネットワークの整備 -----	78
施策 3-5 消防・救急・防災体制の充実 -----	81
施策 3-6 交通安全・防犯体制の充実 -----	83
基本目標4. 魅力と活気のあるまち-----	85
施策 4-1 農林業の振興 -----	85
施策 4-2 商工業・サービス業の振興 -----	91
施策 4-3 観光・レクリエーションの振興 -----	94
施策 4-4 雇用・勤労者対策の充実 -----	97
施策 4-5 消費者対策の充実 -----	100

基本目標5. 快適な暮らしのまち-----	102
施策5-1 環境施策の総合的推進-----	102
施策5-2 循環型社会の構築-----	105
施策5-3 上・下水道の整備-----	107
施策5-4 公園・緑地の整備-----	109
施策5-5 景観の保全・整備-----	110
基本目標6. 協働で歩むまち-----	112
施策6-1 協働のまちづくりの推進-----	112
施策6-2 コミュニティ活動・交流活動の育成-----	115
施策6-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成-----	117
施策6-4 自治体経営の推進-----	119
施策6-5 移住定住の促進-----	124



# 序 論

---



## 序 論

### 1. 吉備中央町の位置と地勢

本町は、岡山県のほぼ中央に位置しており、総面積は268.78 km<sup>2</sup>(県全体の約3.8%)あります。

南は岡山市に接しており、岡山市から本町の中心部までは車で約1時間、岡山空港からは約30分の距離にあります。さらに、中国横断自動車道岡山米子線(岡山自動車道)が通っており、賀陽ICを利用することができます。このような町の位置と優れた交通環境、そして町内のほぼ中央にある吉備高原都市の存在は、本町の大きな特性になっています。

地勢は、岡山県と広島県に広がる吉備高原の東部、標高120~500mの高原地帯となっており、比較的緩やかな地形とやや内陸性で県南部より冷涼な気候となっています。こうした自然環境が農業に適していることから、昔から農業が基幹産業として発達しており、作物では水稻を中心に高原野菜、黒大豆、ピオーネ、ブルーベリー、桃などの栽培で県内有数の産地となっています。



## 2. 第2次吉備中央町総合計画策定の目的と役割

### (1) 第2次吉備中央町総合計画策定の目的

吉備中央町は平成16年10月に誕生し、「22世紀の理想郷ふるさとの創造」を将来像とした「吉備中央町総合計画」を平成19年3月に策定し、今日まで、自治体としての自律性を確保しつつ、周辺市町や県などとの連携を進めるとともに、「農業立町」、「定住促進」、「協働のまち」を重点プロジェクトとしたまちづくりの各種施策を展開し、町民と行政が知恵と力を出し合い、ともに協力してまちづくりを進めてきました。

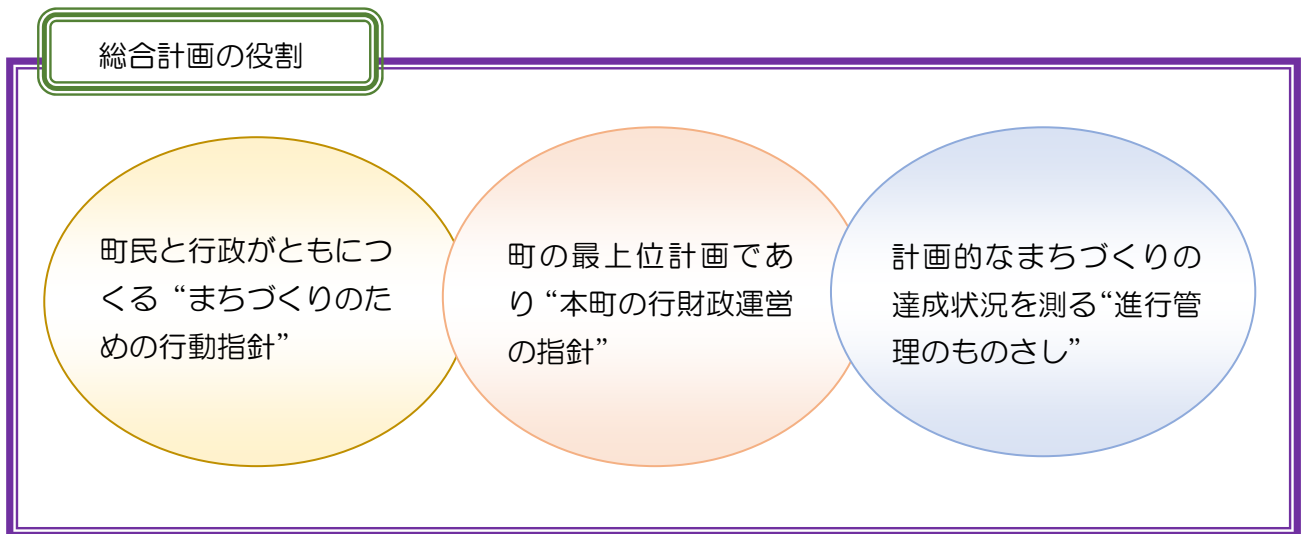
これまでの計画期間においては、少子高齢化の一層の進行、世界的な金融・経済危機、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高揚など、社会経済情勢は大きく変化し続けました。

本町においては、今後、人口減少と少子高齢化に伴う地域活力の低下や生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、社会保障費の増大などが懸念され、総合計画の推進と併せて、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の推進による人口減少と地域経済縮小リスクの克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を図っていく必要があります。

さらに、地域間競争の中、自らの責任と判断で地域の実情に合った政策を立案し、執行し、その結果についても責任を負わなければなりません。

第2次吉備中央町総合計画は、こうした社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、「吉備中央町が持続的に発展していく」まちづくりに取り組むための総合的な指針として位置付け、第1次計画の期間を1年早めて策定することとします。

## (2) 第2次吉備中央町総合計画の役割



### 町民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”

総合計画は、町民と行政が対話を重ね、協力し合う関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する“まちづくりのための行動指針”としての役割があります。

### 町の最上位計画であり“本町の行財政運営の指針”

総合計画は、本町におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す“本町の行財政運営の指針”としての役割があります。

### 計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。目標（目指す姿）を明確にし、その目標の達成状況を測る“進行管理のものさし”としての役割があります。

### (3) 総合計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

#### ■基本構想（10年間）

基本構想は、本町の特長、町民のニーズ、時代の潮流、本町の置かれている位置や直面する課題等を検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系等を示すものであり、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年度とする10か年の長期構想です。

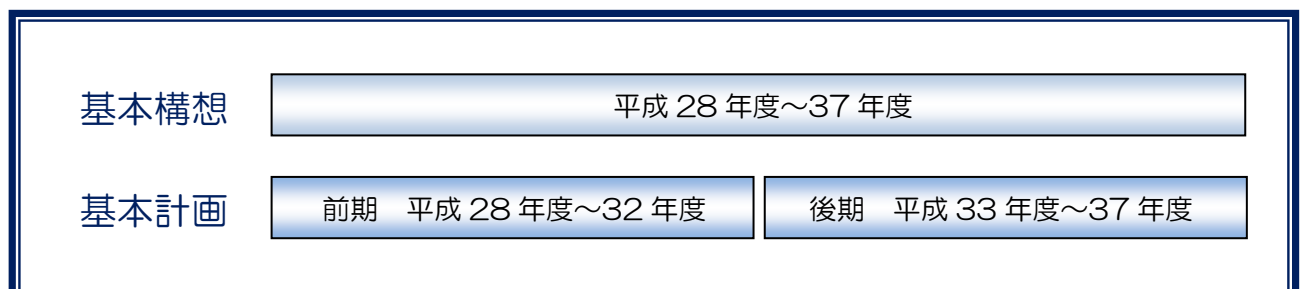
#### ■基本計画（前期5年・後期5年）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年を前期計画、平成33年度から平成37年度までの5年を後期計画とします。

#### ■目標型の計画・実施計画

基本構想と基本計画をもって総合計画とし、基本計画の各分野に、その内容の推進により目指すべき目標指標（内容を代表するような項目を取上げている一成果指標と活動指標）を定めています。

また、実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、毎年、予算編成とともに見直しを行い、総合計画の進行管理を行います。



### 3. 吉備中央町の特長(強み)と政策展開の視点

#### (1) 優れた位置特性と交通環境を保有するまち

##### 特性と背景

- 県都岡山市から本町の中心部までは車で約1時間、岡山空港からは約30分の距離にあり、中国横断自動車道岡山米子線(岡山自動車道)が通っており、賀陽ICを利用することができる。
- 町内のほぼ中央には吉備高原都市があり、居住機能が確保されている。
- 町内には乗馬クラブ、植物園、天体観測施設、キャンプ場などレクリエーション施設も多い。

##### 政策展開の視点

- 優れた位置特性と交通環境から、雇用の場の整備や居住環境などの強化により定住条件の向上につながる。
- 都市住民の気軽な憩い、レクリエーションの場として交流機能を強化していくことにより、地域の活性化につながる。

#### (2) 自然豊かで災害からも安全なまち

##### 特性と背景

- 岡山県と広島県に広がる吉備高原の東部、標高120~500mの高原地帯にあり、比較的緩やかな地形とやや内陸性で県南部より冷涼な気候となっており、景観も良い。
- 自然災害からの安全性が高い。

##### 政策展開の視点

- 環境先進地域づくり、環境ビジネス創造のポテンシャルにつながるとともに、暮らしやすい、自然と共生して住むことができるまちの要件となっている。

#### (3) 多彩な農産物を生産するまち

##### 特性と背景

- 米どころであり、高原野菜、ピオーネ、ブルーベリー、桃、梨などの評価の高い農産物・フルーツを生産しており、町内に2か所の道の駅と農産物販売所がある。

##### 政策展開の視点

- 地域の特色を生かした農産物の生産振興等による農産物のブランド力強化、地産地消、地産来消の推進、直売機能の強化等により農産物の供給基地としての地位の一層の向上が期待される。

## (4.) 文化性が高いまち

**特性と背景**

○国指定の重要文化財や県・町指定の文化財が数多くあり、県下三大祭りの内の二つ、加茂大祭と吉川八幡宮当番祭が受け継がれるなど、古き良き“心のふるさと”と呼べる風土が息づいている。

**政策展開の視点**

○まち独自の文化性に親しみ、生涯学習機能などを活用して個々人の学びが楽しめる。

## (5.) 参画と協働を進めるまち

**特性と背景**

○自治組織を核にして、人と人のつながりによる自立性の高いコミュニティ活動が根付いている。また、まちづくり活動などに取り組む人々や団体も多く、人材が豊富である。

**政策展開の視点**

○移住、転入者も含めて地域のつながり、連帯意識を持って良好なコミュニティが形成できる。

## 4. 時代の潮流

第2次吉備中央町総合計画を策定するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに対応することが重要です。以下にその全国的な流れを示します。

### (1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

わが国の人口は、少子化が深刻化し、減少に転じています。また、高齢化も急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成24年10月の時点で24.1%に達し、そして、平成37（2025）年には、昭和22年から昭和24年までに生まれた「団塊の世代」がすべて75歳以上である後期高齢者となり、平成47（2035）年には高齢化率が33%を超え、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念され、健康寿命の延伸が求められています。

### (2) 安全や安心に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う津波により、戦後最大の被害となりました。

また、わが国は、集中豪雨等の自然災害の脅威にもさらされており、異常気象は毎年のように問題となっています。

さらに、交通事故、消費者トラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、町民、行政が一丸となった安全で安心なまちづくりへの取組の強化が求められており、地域コミュニティを核とした防災・防犯体制の必要性が再認識されています。

### (3) 地域の結びつきの重要性

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は、物質的な充足に加えて、精神的な充足へと変化しています。

一方、単独世帯の増加、核家族化をはじめとする世帯の多様化、少子高齢化などにより、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題となっています。

こうした中で、人々の助け合いの主体として、NPOやボランティアが、災害の



支援に限らず、青少年の健全育成や子育て支援、環境、高齢者・障害者問題など様々な分野できめ細かな公的サービスを提供するなど、新しい公共の仕組みづくりが見えはじめています。

これらの取組により、地域の人をつなぐを強めるとともに、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、新たな起業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。

#### (4) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、わが国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの発生抑制、再利用、資源化など、環境に配慮した低炭素循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

#### (5) 情報通信技術の急速な進展

ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) の飛躍的な進展に伴い、海外の情報がリアルタイムに入手できるようになり、ヒト、モノ、カネ、情報が全世界を飛び交う時代が到来し、経済、産業、文化、ライフスタイル、コミュニケーションなどが劇的に変化しています。

近年では、スマートフォンやタブレット端末などのような携帯型情報端末が急速に普及し、様々な情報がより容易に入手できるようになり、時間や場所の制約なく行政機関や民間事業者が提供するサービスを受けられるようになっています。

また、テレビやラジオなどの従来型のマスメディアとは異なる新たな情報発信の手段として、既に災害時などにおいては、人々の安全を確保する手段として大きな役割を果たしています。

このICTを様々な分野において利活用することにより、地域経済が活性化するとともに、豊かな暮らしの実現に寄与することが期待されます。

#### (6) 地方分権改革をはじめ地方への新しい流れ

地方分権改革とは、国は外交、安全保障など国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに集中し、内政は地域の実情をよく知る地方が担うという地方分権型社会の構築を進めようとするものです。

国から地方公共団体に財源や権限が移譲される地方分権型社会では、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえてルールづくりから施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

こうした地方分権改革の推進に併せ、国・地方公共団体ともに、効率的な組織と体制の下で、財政健全化を早急に図っていく必要があります。

また、国は地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するために、安心して働き、希望通り結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくり出そうとしています。

そして、人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国どこでも実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない大胆な政策を、中長期的な観点から実行していく「まち・ひと・しごと創生本部」（本部長：内閣総理大臣）が国に設置され、地方にとっても、今後、成長していく活力を取り戻していくための対応が進められています。



## 5. 人口の推移

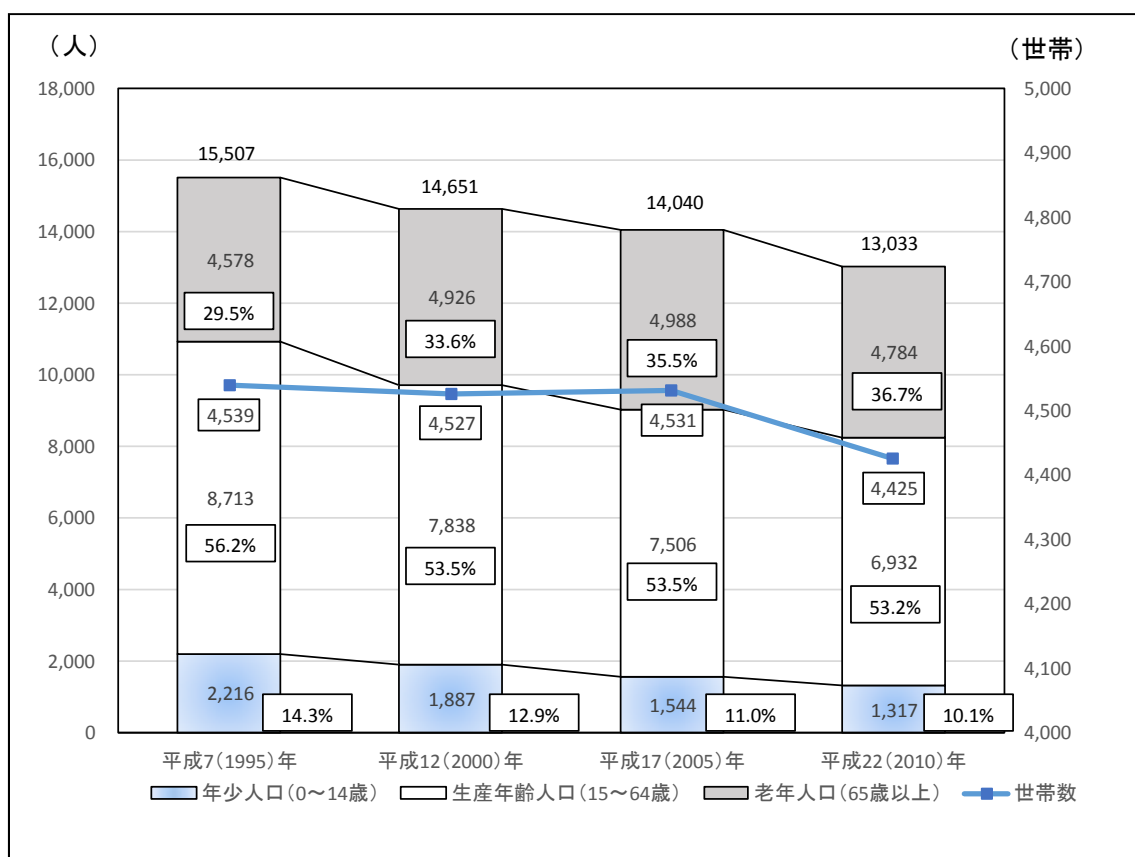
本町の総人口は、平成7年までは横ばいで推移していましたが、以降は一貫して減少傾向にあり、平成22年現在の総人口は、ピーク前後の平成7年と比べ2,474人（16.0%）減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口は減少し続けています。年少人口は、平成22年には、平成7年と比べ、899人（40.6%）減少しています。また、生産年齢人口は、平成22年には平成7年と比べ1,781人（20.4%）減少しています。

老年人口は増加傾向で推移しており、平成22年には平成7年と比べ、206人（4.5%）増加していますが、平成17年からは減少で推移しています。

世帯数は、平成17年から減少傾向にあり、これに加えて一世帯当たりの人数は減少し、単独世帯、夫婦のみ世帯などが増加していることがうかがえます。

図 人口・世帯等の推移（国勢調査）



注) 人口総数には年齢不詳を含む

## 6. 就業人口の推移

本町の産業別就業者数の推移では、就業者全体が減少傾向にあり、平成22年には、平成7年と比べ2,445人（28.7%）減少しています。

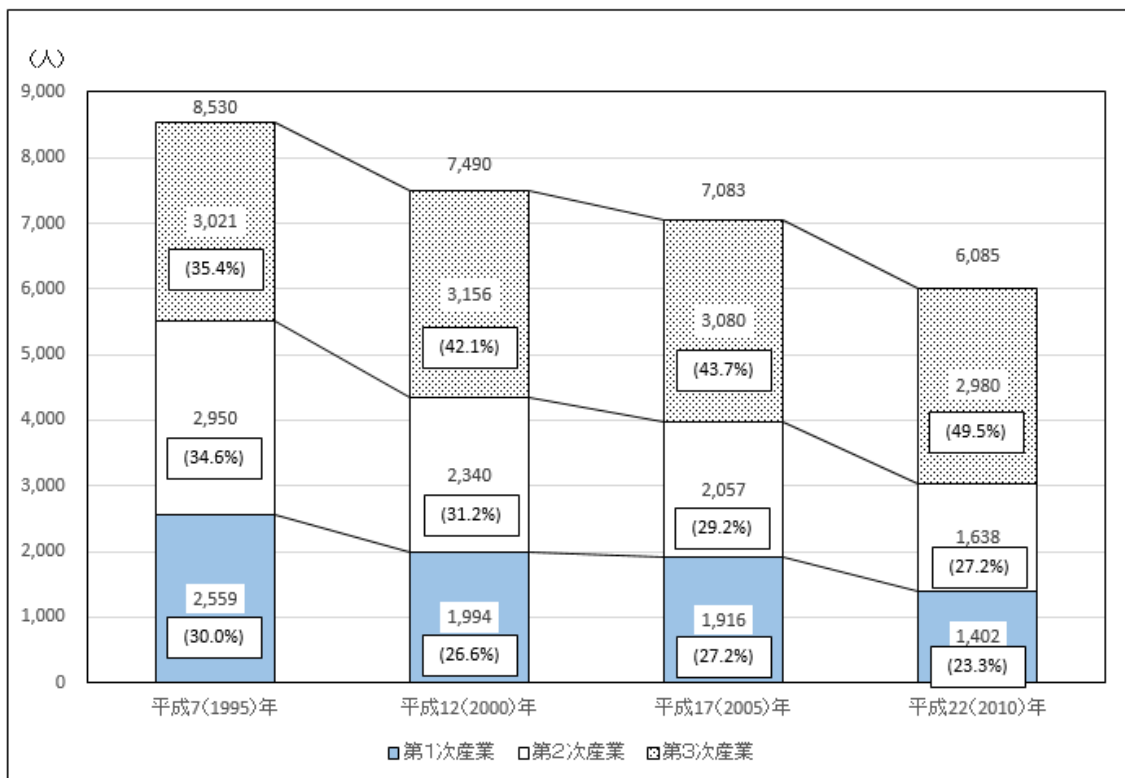
第1次産業就業者は減少傾向にあり、平成22年には、平成7年と比べ1,157人（45.2%）減少しています。

第2次産業就業者も減少傾向にあり、平成22年には、平成7年と比べ1,312人（44.5%）減少しています。

第3次産業就業者は微減の傾向にあり、平成22年には、平成7年と比べ41人（1.4%）減少しています。

第2次産業就業者の減少傾向が顕著となっています。また、第1次産業就業者も平成17年以降、急激に減少してきています。

図 産業別就業者数の推移（国勢調査）



注) 産業別人口割合は、四捨五入の関係で100%を上下する場合があります  
産業別就業者数には分類不能を含む

## 7. 町民の意識と期待

第2次吉備中央町総合計画の策定にあたって、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、平成27年6月にアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

調査対象	配布数・回収数	有効回収率
18歳以上の町民	700票・294票	42.0%

### (1) まちへの愛着度と定住意向

満18歳以上の町民のまちに対する愛着度を把握するため、「愛着を感じている」、「どちらかといえば愛着を感じている」、「どちらかといえば愛着を感じていない」、「愛着を感じていない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「愛着を感じている」と答えた人が45.6%と最も多く、次いで「どちらかといえば愛着を感じている」と答えた人が43.2%になり、これらをあわせた“愛着を感じている”という人は88.8%となっています。これに対して、「どちらかといえば愛着を感じていない」と答えた人が9.5%、「愛着を感じていない」と答えた人が1.7%となり、これらをあわせた“愛着を感じていない”は11.2%にとどまり、町民のまちへの愛着度はかなり高い傾向がみられます。

これを性別でみると、「愛着を感じている」と答えた人は男性が46.8%、女性が45.3%、「愛着を感じている」と「どちらかといえば愛着を感じている」をあわせた“愛着を感じている”では男性が92.0%、女性が86.3%となっており、男性の愛着度がやや高い傾向がみられます。

年齢でみると、「愛着を感じている」と「どちらかといえば愛着を感じている」をあわせた“愛着を感じている”では60代以上が97.4%と最も高く、その他の年齢でもすべて8割を超えており、愛着度はかなり高くなっています。

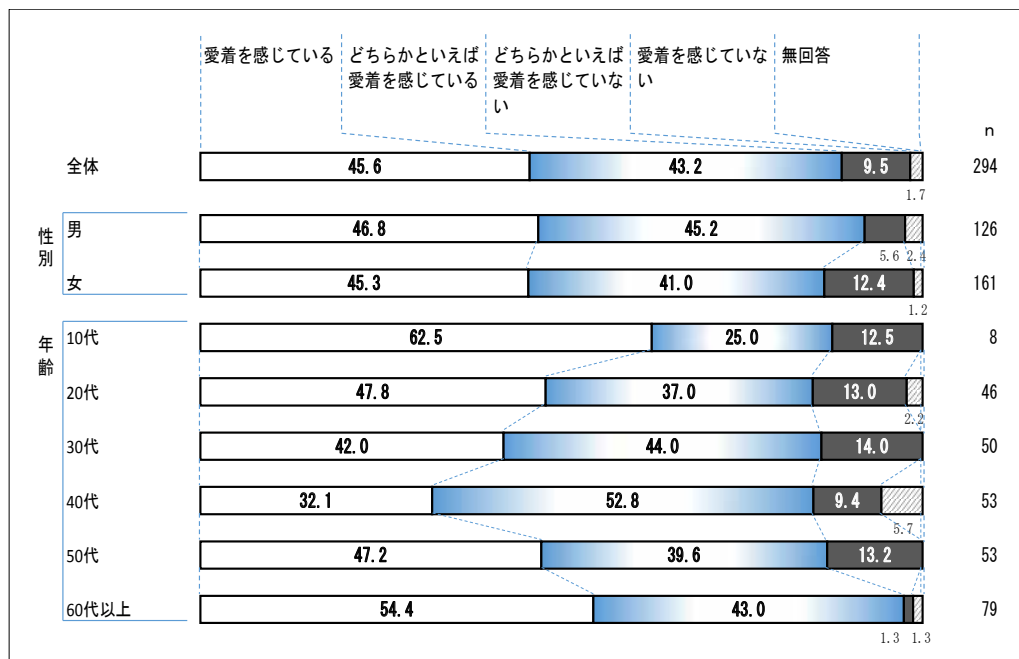
また、町民の今後の定住意向を探るため、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」の中から1つを選んでもらいました。

その結果、「住み続けたい」と答えた人が54.8%と最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」と答えた人が26.5%となり、これらをあわせた“住み続けたい”という人が81.3%となっています。これに対して、「どちらかといえば住みたくない」と答えた人が15.0%、「住みたくない」と答えた人が3.1%となり、これらをあわせた“住みたくない”という人は18.1%にとどまり、町民の定住意向はかなり高い傾向がみられます。

これを性別で見ると、「住み続けたい」と答えた人は男性が61.1%、女性が49.7%となっており、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”では男性が88.1%、女性が75.8%となり、男性の定住意向がやや高い傾向がみられます。

年齢で見ると、「住み続けたい」では60代以上が72.2%と最も高く、10代が25.0%と最も低くなっています。「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた“住み続けたい”では10代が37.5%と低く、加齢とともに定住意向が高くなっていき、50代では83.0%となり、60代以上では92.5%と非常に高くなっています。また、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」をあわせた“住みたくない”では10代が62.5%となり、他の年齢よりかなり高くなっており、若年層の定住意向を高めていくことが今後の検討課題と言えます。

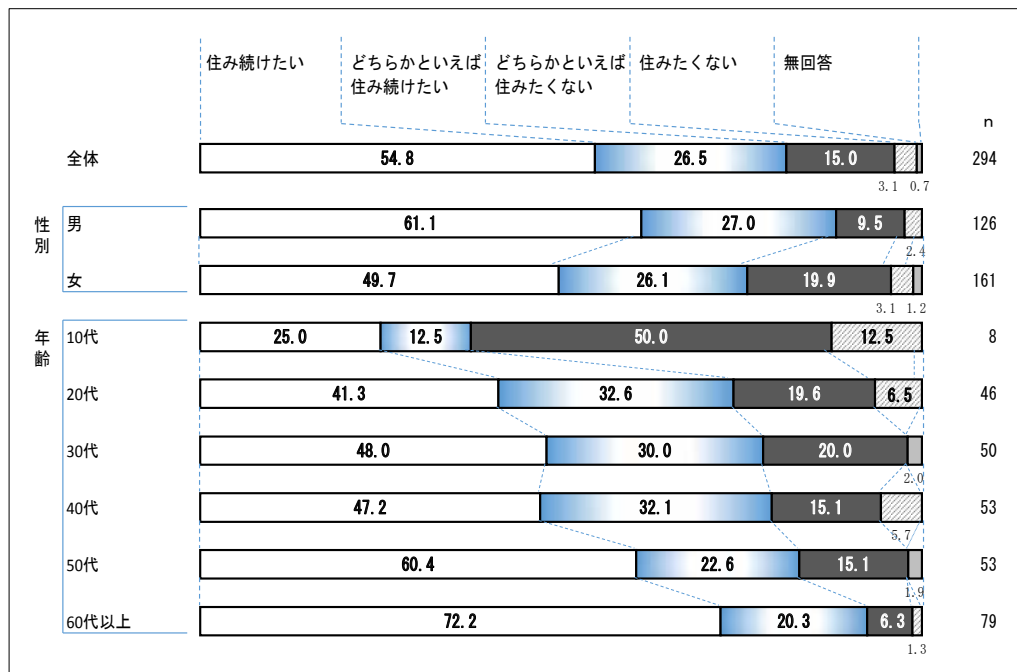
図 まちへの愛着度（町民全体・性別・年齢）



注) 総数には性別、年齢無回答を含む

合計数字は、四捨五入の関係で100%を上下する場合があります

図 今後の定住意向（町民全体・性別・年齢）



注) 総数には性別、年齢無回答を含む

合計数字は、四捨五入の関係で100%を上下する場合があります



## (2) 吉備中央町の各環境に対する満足度

町の各環境について、現在どの程度満足しているかを把握するため、保健・医療・福祉／生活環境・安全／教育・文化／産業・観光／都市機能／住民参画・行財政の6分野 29 項目を設定し、項目ごとに「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値〔後述参照〕による数量化で評価点（満足度：最高点 10 点、中間点 0 点、最低点 -10 点）を算出しました。

この結果、満足度評価が最も高い項目は、「2-④上水道の整備」（4.68 点）となっており、次いで「2-③景観の美しさ」（4.46 点）、「2-⑥自然環境の豊かさ」と保全」（4.35 点）、「2-⑦ごみ処理・リサイクルの充実度」（3.16 点）、「1-①保健活動の充実度」（3.15 点）などの順となっています。

一方、満足度評価が最も低い項目は、「4-③買物の便利さ」（-4.96 点）となっており、次いで「4-④観光産業の振興」（-1.42 点）、「1-②医療体制の充実度」（-1.41 点）、「4-②商工業の振興」（-1.16 点）、「2-②情報基盤の充実度」（-0.54 点）などの順となっています。

全体的にみると、設定した 29 項目のうち満足度はプラス評価の項目が 20 項目、マイナス評価の項目が 9 項目となっています。

この結果を基に、満足度が低く、重要度が高い項目を重点改善分野とし、満足度が高く、重要度も高い分野を重点維持分野として町民ニーズマップに示しました。

※加重平均値の算出方法

5 段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（満足度）を算出する。

$$\text{評価点} = \left( \begin{array}{l} \text{「満足している」の回答者数} \times 10 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば満足している」の回答者数} \times 5 \\ \text{点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらかといえば不満である」の回答者数} \times -5 \\ \text{点} \\ + \\ \text{「不満である」の回答者数} \times -10 \text{ 点} \end{array} \right) \left( \begin{array}{l} \text{「満足している」、「どちら} \\ \text{かといえば満足している」、} \\ \text{「どちらともいえない」、「ど} \\ \text{ちらかといえば不満である」、} \\ \text{「不満である」の回答} \\ \text{者数} \end{array} \right)$$

この算出方法により、評価点（満足度）は 10 点～-10 点の間に分布し、中間点の 0 点を境に、10 点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に -10 点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

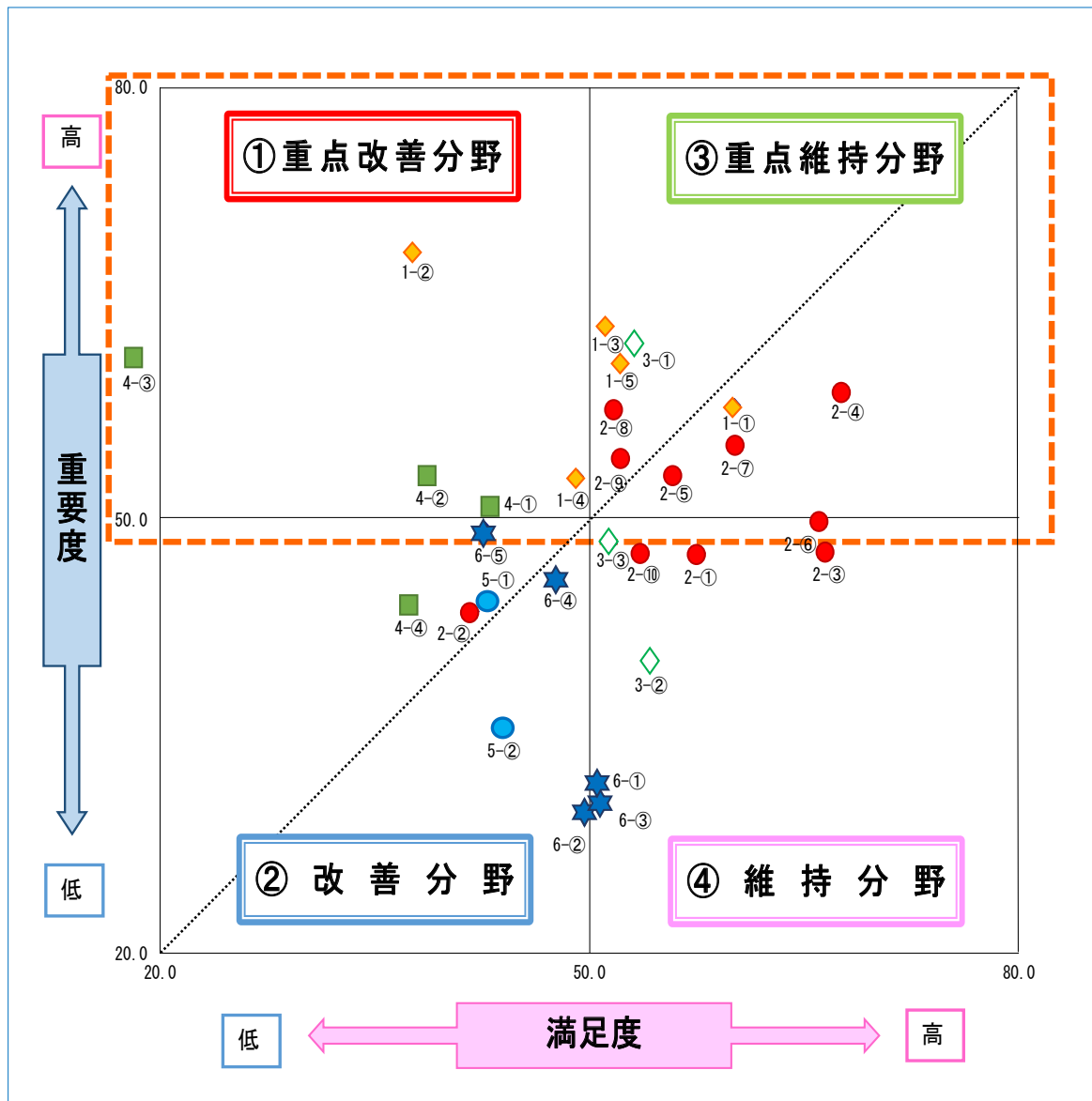
### (3) 満足度と重要度の相関によるニーズの把握

満足度と重要度の相関によるニーズを把握するために、先述の加重平均値による評価点で、満足度が低く、重要度が高い項目は重点改善分野に、満足度が高く、重要度も高い項目は重点維持分野に、満足度が高く、重要度が低い項目は維持分野に、満足度・重要度ともに低い項目は改善分野にそれぞれ分布させて次頁に、町民ニーズマップとして示しています。

また、項目リストも表記しています。

図 町民ニーズマップ

※   点線囲み内は重要度の高い項目が分布する領域



項目		4分野
福祉分野 ◆ 保健・医療・	1-①保健活動の充実度	③重点維持
	1-②医療体制の充実度	①重点改善
	1-③子育て環境の充実度	③重点維持
	1-④児童福祉の対策	①重点改善
	1-⑤高齢者・障害者福祉対策	③重点維持
生活環境・安全分野 ●	2-①道路網の充実度	④維持
	2-②情報基盤の充実度	②改善
	2-③景観の美しさ	④維持
	2-④上水道の整備	③重点維持
	2-⑤下水道の整備	③重点維持
	2-⑥自然環境の豊かさと保全	④維持
	2-⑦ごみ処理・リサイクルの充実度	③重点維持
	2-⑧災害の対策	③重点維持
	2-⑨防犯対策	③重点維持
	2-⑩交通安全対策	④維持
文化分野 ◇ 教育・	3-①義務教育の充実度	③重点維持
	3-②生涯学習や文化活動の充実度	④維持
	3-③青少年の健全育成	④維持
観光分野 ■ 産業・	4-①農林業の振興	①重点改善
	4-②商工業の振興	①重点改善
	4-③買物の便利さ	①重点改善
	4-④観光産業の振興	②改善
機能都市 ●	5-①土地利用の調和度	②改善
	5-②公園・スポーツ施設の充実度	②改善
行財政分野 ★ 住民参画・	6-①住民参加の充実度	④維持
	6-②人権尊重・男女共同参画の充実度	②改善
	6-③自治会活動の充実度	④維持
	6-④行政サービスの充実度	②改善
	6-⑤行財政の運営	②改善



# 基本構想

---

## 基本構想

### 1. 将来像

第2次吉備中央町総合計画を実現していくため、継続性の観点から第1次総合計画で定めた将来像を継承・発展させつつ、今後10年間のまちづくりに取り組んでいきます。

【まちの将来像】

## 22世紀の<sup>ふるさと</sup>理想郷 吉備中央町

若年層の流出とともに人口減少、少子高齢化が進む中、まちの将来の姿として、本町の保有する豊かな自然や特色ある景観、そして“各地域の持つ伝統的な資源”と“吉備高原都市をもち、地方管理空港（岡山空港）に近接する優位性”を最大限に活用して、少子高齢化、人口減少を克服しながら、町民一人ひとりが住む喜びを実感でき、数世代先の子どもたちが郷土として誇りを持てる、魅力と活気のあるまちを目指します。

### 2. 基本方針

この10年間のまちづくりを進めるにあたっては、町民と行政との協働を基礎として、町民一人ひとりがふるさと吉備中央町をつくり上げる気概を持ち、人と人のふれあいの中で、ともに笑顔で喜びあうまちづくりを進めていきます。

この考え方を次のように表現します。

【まちづくりの方針】

子どもたちの笑い声があふれる  
懐かしくて新しいふるさとの創造



### 3. まちづくりの枠組み

#### (1) 将来人口の予測と人口ビジョン

##### ① 国立社会保障・人口問題研究所の長期推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、これまでの少子化傾向や若年層を中心にした人口流出が続くと、平成22年時点の13,033人（国勢調査結果）から、平成52年(2040年)には、8,072人に減少すると推計されています。

また、人口減少につれて、少子高齢化と生産年齢人口の減少もさらに進むこととなります。

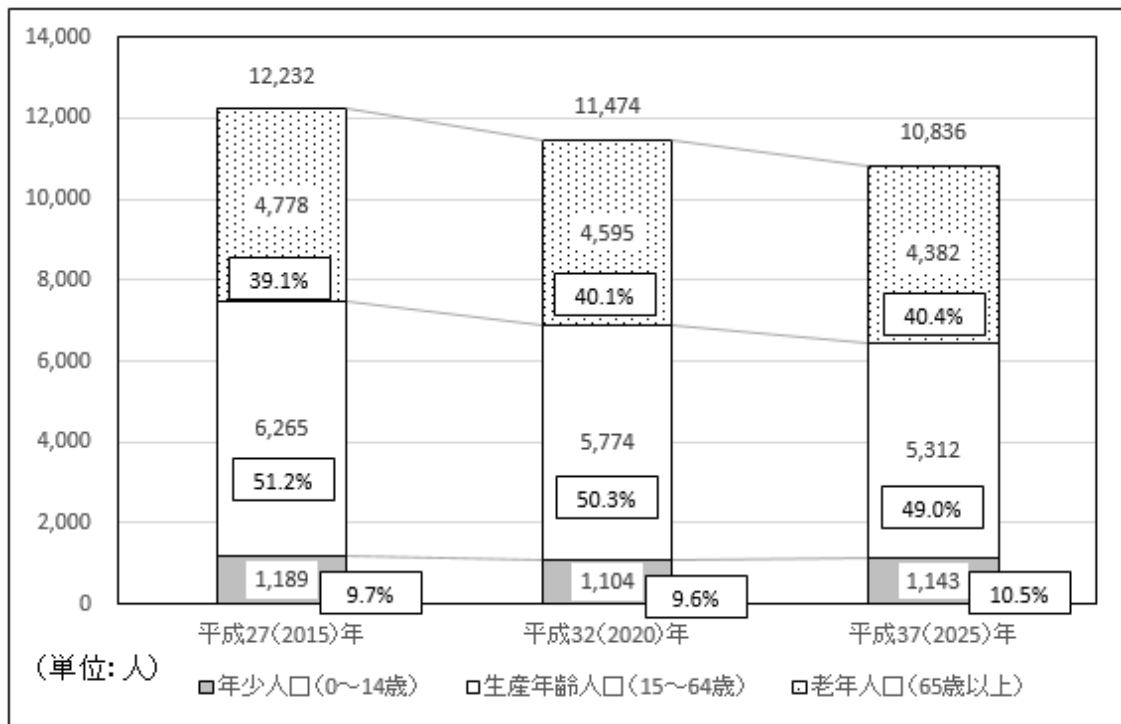
表 人口の推計結果

	平成22年(実績)		平成37年		平成52年	
	人	割合 (%)	人	割合 (%)	人	割合 (%)
総人口	13,033	100.0	10,269	100.0	8,072	100.0
15歳未満	1,317	10.1	859	8.4	656	8.1
15～65歳未満	6,932	53.2	4,950	48.2	3,817	47.3
65歳以上	4,784	36.7	4,460	43.4	3,599	44.6
(内75歳以上)	(3,067)	23.5	(2,770)	27.0	(2,446)	30.3

② まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる目標

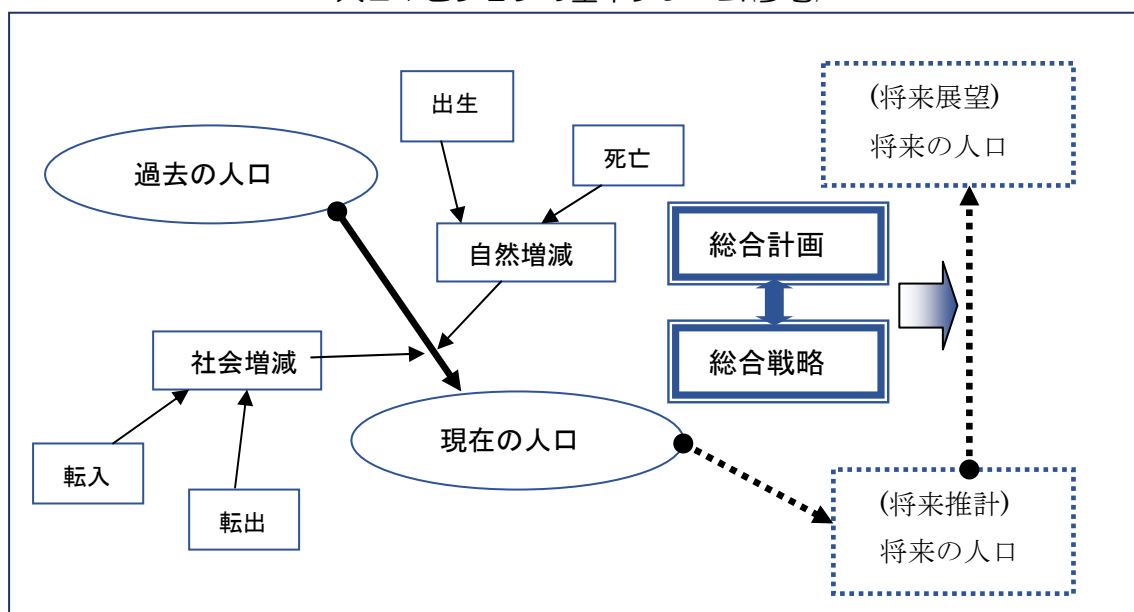
人口減少が長期的な成長力を低下させたり、働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になったりすることを回避するため、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を定めていますが、この目標人口を第2次総合計画の期間に当てはめ、平成37年には10,000人を上回ることを目標とします。

図 人口の目標



注) 合計数字は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

人口+ビジョンの基本フレーム(参考)



## (2) 土地利用方針

地域の特性を活かし、合理的で秩序ある土地利用の実現を図るため、長期的かつ総合的な観点に立って見通す必要があります。

利用区分別の土地利用については、次のような方針でのぞむこととします。

### ① 農用地

農業は本町にとって基幹産業であり、農用地は、農業経営者の大切な生活基盤でもあります。また田園景観等を構成し、緑のオープンスペースを供する貴重な要素でもあります。

現在の農用地は、その保全と整備を図ることとします。遊休化している農用地については、流動化などによる利用促進を推進します。また、用途地域内や幹線道路沿線等の宅地化が求められる地域の農用地については、「農業振興地域整備計画」などと調整しながら適切な対応を図ります。

### ② 森林

森林の持つ公益的機能に鑑みて、それらの機能が十分に発揮できるよう適切な保全と管理を進め、また、造林等を含む育成に努めます。

今後、概ね現在の森林の範囲を維持することを基本とします。

### ③ 河川・水面

宇甘川及び鳴滝ダム湖等の良好な自然環境・景観を構成する河川・水面については、改修等の治水的整備を推進するとともに、水辺や周辺の保全と環境整備を行い、自然とのふれあいの場やレクリエーション的利用の場として活用します。

河川・水面の位置と広がり範囲は、現状のまま維持していくものとします。

### ④ 住宅地

定住促進に伴う住宅地の需要増加に対応して、整備済み用地の分譲を進めるとともに、既存の住宅地や集落地は、住環境整備を推進して良好な居住環境の形成を図ります。

### ⑤ 商業業務地

商業業務地については、活性化や商業環境整備を図って有効利用を推進します。

国道484号沿線など、新たな商業の立地が見込まれる地域では、混在やスプロール化※1が進行しないよう適切な立地（利用）誘導に努めます。

※1 スプロール化：都市が無秩序に拡大していく現象のこと。計画的な街路が形成されず、虫食いの的に宅地開発が進んで行く様子を指す。

⑥ 工業地

工業については、その振興基盤としての用地は可能な限りまとまって確保する必要があります。工業用地については、周辺に配慮しながら一層の基盤整備と環境整備を推進します。

新たな工業用地需要に対しては、周辺環境や交通アクセス、関連産業との連携等を勘案しながら、適切な区域の確保に努めます。

⑦ 公園・緑地等

都市公園を含めて、身近な緑や憩いの場としての公園・緑地等は、町内各地域のそれぞれの特性に応じて、順次整備確保を図ります。



## 4. 基本目標（施策の体系）

将来像を実現するため、次のとおり、6つの基本目標と32の施策を定めます。

<p><b>基本目標 1</b></p> <p>次代の宝を育むまち ～子育て・教育・文化分野</p>	<p>1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 1-2 幼児・学校教育の充実 1-3 生涯学習の充実 1-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実 1-5 青少年の健全育成 1-6 地域文化の育成</p>
<p><b>基本目標 2</b></p> <p>やさしさあふれるまち ～保健・医療・福祉分野</p>	<p>2-1 保健・医療体制の充実 2-2 高齢者福祉の充実 2-3 障害者福祉の充実 2-4 地域福祉の充実 2-5 社会保障の充実</p>
<p><b>基本目標 3</b></p> <p>生活しやすい安全なまち ～生活基盤分野</p>	<p>3-1 道路・交通ネットワークの整備 3-2 吉備高原都市の整備促進 3-3 住宅の整備 3-4 情報ネットワークの整備 3-5 消防・救急・防災体制の充実 3-6 交通安全・防犯体制の充実</p>
<p><b>基本目標 4</b></p> <p>魅力と活気のあるまち ～産業振興分野</p>	<p>4-1 農林業の振興 4-2 商工業・サービス業の振興 4-3 観光・レクリエーションの振興 4-4 雇用・勤労者対策の充実 4-5 消費者対策の充実</p>
<p><b>基本目標 5</b></p> <p>快適な暮らしのまち ～環境保全分野</p>	<p>5-1 環境施策の総合的推進 5-2 循環型社会の構築 5-3 上・下水道の整備 5-4 公園・緑地の整備 5-5 景観の保全・整備</p>
<p><b>基本目標 6</b></p> <p>協働で歩むまち ～行財政分野</p>	<p>6-1 協働のまちづくりの推進 6-2 コミュニティ活動・交流活動の育成 6-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成 6-4 自治体経営の推進 6-5 移住定住の促進</p>

## 5. 施策の大綱

### (1) 次代の宝を育むまち～子育て・教育・文化分野

#### 【この分野の課題】

若者の出会い・結婚・出産・子育ての願いをかなえ、次代の担い手を育成する

- 少子化を克服し、まちの宝でもある子どもたちを健全に育成していくために、出会い・結婚・出産・子育ての支援施策の一層の充実を図るとともに、家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して生み育てられる環境づくり。
- 町民が自ら成長し、自己実現を目指すことができる生涯学習や文化・スポーツ活動などが盛んなまちづくり。



#### 【施策】

##### 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

少子化に対応し、子育てを支援するため、多様化する保育ニーズに対応して、福祉・医療面からも子どもを安心して生み育てられる環境づくり、子育てしやすい環境づくりを進めます。

##### 1-2 幼児・学校教育の充実

学校においては、学習支援体制を整備して、基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、人を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、健康や体力などの育成に努めます。

##### 1-3 生涯学習の充実

町民が生涯にわたって健康で学び、楽しみ続けるために、学習や活動のできる機会の提供を図り、生きがいをもって人生を過ごせる施策を推進します。

##### 1-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

生涯の各ステージにおいて、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境と機会の充実に努めます。

##### 1-5 青少年の健全育成

子どもたちの望ましい生活習慣の実現と多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

さらに、インターネット、スマートフォンなどの適正な利用について啓発します。

#### 1-6 地域文化の育成

まちの独自の歴史・文化を学び、継承して、豊かな自然に包まれた郷土としての誇りを育むとともに、文化の創造活動の振興を図ります。





## (2) やさしさあふれるまち～保健・医療・福祉分野

### 【この分野の課題】

#### 健康と地域での見守りを確保する

- 健康寿命を延伸し、生きがいをもって暮らすことができ、だれもが地域で見守られ、支え合いながら、今後さらに進む高齢化に備えたまちづくり。
- 良好な自然環境や生活環境、保健活動等を活用したメンタルヘルスタウンづくり。



### 【施策】

#### 2-1 保健・医療体制の充実

これまでつくり上げてきた健康管理体制と吉備高原都市の先進的施設・機能等の活用を図りつつ、すべての町民が生涯、健康に暮らすための健康づくり事業・活動を推進します。

#### 2-2 高齢者福祉の充実

超高齢社会を迎え、高齢者が地域で見守られながら、生きがいを持ちつつ健康で暮らすことができるような条件を整えます。

#### 2-3 障害者福祉の充実

「共生の社会」づくりを目指して、障害がある人の社会参加の促進と良質な福祉サービスの提供に努め、障害がある人もない人も社会の一員としてお互いに尊重し、支えながら地域の中でともに生活する社会の実現に努めます。

#### 2-4 地域福祉の充実

社会福祉協議会をはじめ、保健・医療・福祉関係団体や各種産業団体、コミュニティ団体等との連携により、各地域の状況に応じた福祉のネットワーク化を図ります。

#### 2-5 社会保障の充実

町民が安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険をはじめ、年金や生活支援などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

### (3) 生活しやすい安全なまち～生活基盤分野

#### 【この分野の課題】

生活の利便性を高め、ゆとりやうるおいと安全をもたらす

- 道路の整備や公共交通機関の充実、吉備高原都市というまちの拠点の形成、住宅の確保、居住環境の計画的な整備を行い、便利で生活しやすいまちづくりによる定住機能の向上。
- 自然災害をはじめ、地域における犯罪、事故などの不安を軽減し、安全・安心に暮らすことができるまちづくり。



#### 【施策】

##### 3-1 道路・交通ネットワークの整備

道路については、岡山自動車道へのアクセスの向上や利便性・安全性の一層の向上、幹線道路との道路ネットワークの構築のため、国道・県道の整備改良を積極的に要請するとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を図るため、生活道路の交通安全施設などの設置に努めます。

公共交通については、デマンドタクシーや循環バスなどの利用者ニーズを活かした利便性の高い、きめ細かな公共交通網の構築を促進します。

##### 3-2 吉備高原都市の整備促進

吉備高原都市の理念※1を堅持しながら、今までに蓄積された優れた資源を活かして、吉備高原都市を町の拠点として魅力あるまちづくりを進めます。

また、整備済区域や社会経済情勢の変化を踏まえながら、現在、分譲中の住宅地、産業施設用地の分譲が概ね完了し、整備済区域の熟度が高まった時点で、改めて整備内容の検討を行います。その際には、地元の町としての役割分担やPFI※2等の民間活力導入の可能性も含めて、事業主体や整備手法について新たな角度から見直しを行います。なお、それまでの間に、この区域内において、民間等からの開発が見込まれる場合は、都市整備の理念との整合を図りながら、弾力的に対応します。

##### 3-3 住宅の整備

住宅については、耐震化を啓発・支援するとともに、町営住宅の適正な維持管理を図ることに加えて、定住を促進するための優良民間住宅の建設誘導、空き家の有効活用等を図ります。

※1 吉備高原都市の理念：豊かな自然・景観を活かした人と環境にやさしい都市づくり

※2 PFI：民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共事業を実施する手法

### 3-4 情報ネットワークの整備

生活の質的向上と町全体の活性化に向け、電子自治体の構築とCATVなどを活用した町全体の情報化を一体的に進めます。

### 3-5 消防・救急・防災体制の充実

暮らしを自然災害から守り、安全を確保するため、自主防災組織の育成、消防団活動の活性化、避難行動要支援者対策を進めます。

### 3-6 交通安全・防犯体制の充実

安心して生活が営めるよう交通安全、防犯に関する啓発、地域での見守り、交通安全・防犯に関する組織の育成などに取り組みます。



## (4) 魅力と活気のあるまち～産業振興分野

### 【この分野の課題】

#### 産業を振興して定住の促進を図る

- 経済の活力を高め、雇用を確保し、暮らしを豊かにしていくため、農林業、商工業、さらには第6次産業おこしなど産業を振興するまちづくり。
- 買い物の利便性を高める商業拠点の整備。
- 起業の促進やICT(情報通信技術)を活用したSOHO※1等の条件づくり。
- 豊かな自然環境や町が保有する歴史的・文化的資源を観光資源として活用するまちづくり。



### 【施策】

#### 4-1 農林業の振興

農林業の担い手の高齢化に対応した後継者の育成や新規就農者の確保を図り、経営の効率化に努めるとともに、町の特産品の振興とその加工・流通体制の整備に努めます。また、農地や森林の持つ環境保全や地球温暖化防止、生態系の保護などの多面的機能にも着目し、その保全に努めます。

#### 4-2 商工業・サービス業の振興

中小企業の基盤強化などを支援し、商工業の振興を図るとともに、コミュニティビジネス※2など新たな産業の育成、起業の促進、さらには、本町の地域特性に適合した企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

また、道の駅の活用などにより、農林業、商業、観光など一体的な地域振興に努めます。

#### 4-3 観光・レクリエーションの振興

山林や河川などの豊かな自然や景観、地域に伝わる独自の歴史的・文化的資源を活用して、体験と感動をテーマにした観光・レクリエーションの振興に努めます。

※1 SOHO：パソコンやインターネットを活用して、自宅など小規模のオフィスで仕事をする形態

※2 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業

#### 4-4 雇用・勤労者対策の充実

ハローワーク等の関係機関と連携し、町内の雇用対策や勤労者福祉の向上・充実に努めます。また、高齢者や障害者、女性の雇用機会を増やすために、各種制度の普及、促進などに努めます。

#### 4-5 消費者対策の充実

消費者保護に関する啓発等を行うとともに、消費者教育を推進し、自立する消費者の育成に努めます。また、より細やかな相談対応や情報提供を行います。





## (5) 快適な暮らしのまち～環境保全分野

### 【この分野の課題】

#### まちの持続的な発展を図る

○本町の個性でもある自然環境・景観の保全を図り、次世代に受け継いでいく持続的な社会づくりの促進を図る。



### 【施策】

#### 5-1 環境施策の総合的推進

恵まれた自然を守り、環境の美化をはじめ、美しいまちづくりを進め、次世代に継承します。

#### 5-2 循環型社会の構築

良好な生活環境を確保するため、町民一人ひとりから事業所、行政に至るまで、ごみの4R※1、廃棄物処理対策、環境保全に対する意識向上を目指した啓発活動に取り組むとともに、自主的活動の支援を図ります。

#### 5-3 上・下水道の整備

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、施設の更新を行うとともに合併処理浄化槽の普及を推進します。

#### 5-4 公園・緑地の整備

吉備中央公園、宇甘溪公園、岩倉公園、鳴滝森林公園等に代表される、本町の豊かな自然環境の保全を図ります。

また、あらゆる年代が憩える空間づくりとして整備を推進していくとともに、住民との協働による植栽活動など、住民と行政が一体となった環境づくりを進めます。

#### 5-5 景観の保全・整備

自然や田園、町並みの景観を保全するとともに、民家などの歴史的景観の保全を進めます。また、公共施設などについては、景観と調和したデザインの導入に努めます。

※1 ごみの4R：リヒューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動。

## (6) 協働で歩むまち～行財政分野

### 【この分野の課題】

#### 町民と行政の信頼関係を強化し、協働を進める

- 町民の意識や地域活動を底上げし、まちづくりの担い手となる人材や団体を育成する。
- 人権の尊重と男女共同参画を推し進める。
- 町民と行政の信頼関係を強化するため、情報の共有化を図るとともに、職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図る。



### 【施策】

#### 6-1 協働のまちづくりの推進

自治組織の活動などの活発化と地域活動への理解と参加、情報の共有化を図りながら、多様なまちづくりの担い手の育成と協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域活動を支援します。

#### 6-2 コミュニティ活動・交流活動の育成

地域主導のまちづくりを進めるため、コミュニティ施設の整備・充実を進めるとともに、地域住民自らの手による地域に根ざした特色ある活動等に対する支援の推進など、自立的な活動が展開できる仕組みづくりを進めます。

また、国内の各地域や団体等との交流活動や、海外留学生の受け入れ、ホームステイ等を活発化させ、交流による地域文化の振興を図ります。

#### 6-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成

町民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のないまちの実現を目指して、男女共同参画の取組を推進します。

#### 6-4 自治体経営の推進

健全な財政運営を維持し、選択と集中により重点的に取り組む分野には体制を整えてのぞみ、行政サービスの向上を図ります。また、町の組織・機構については、常に効果的・効率的であることを検証しながら見直しを行います。

町の施策や取組などを広報紙やホームページ等を通じて活発に発信するなど、広報機能の強化に努めます。また、町政への提言や要望などを速やかに行政サービスに反映させるため、広聴機能の強化に努めます。

社会資本の維持管理・更新については、公共施設等総合管理計画により、後のコストを低減していく適切な対応に努めます。

#### 6-5 移住定住の促進

若者世代の転出を抑制し、転入者の町内定住を促進するため、低料金で入れる住宅の整備や地元雇用の奨励と支援を行い、町の活性化と若者の定住を促進します。

また、空き家やお試し住宅等の活用・補助制度により移住希望者のニーズに応える環境を整え、移住の推進と人口流入を図ります。



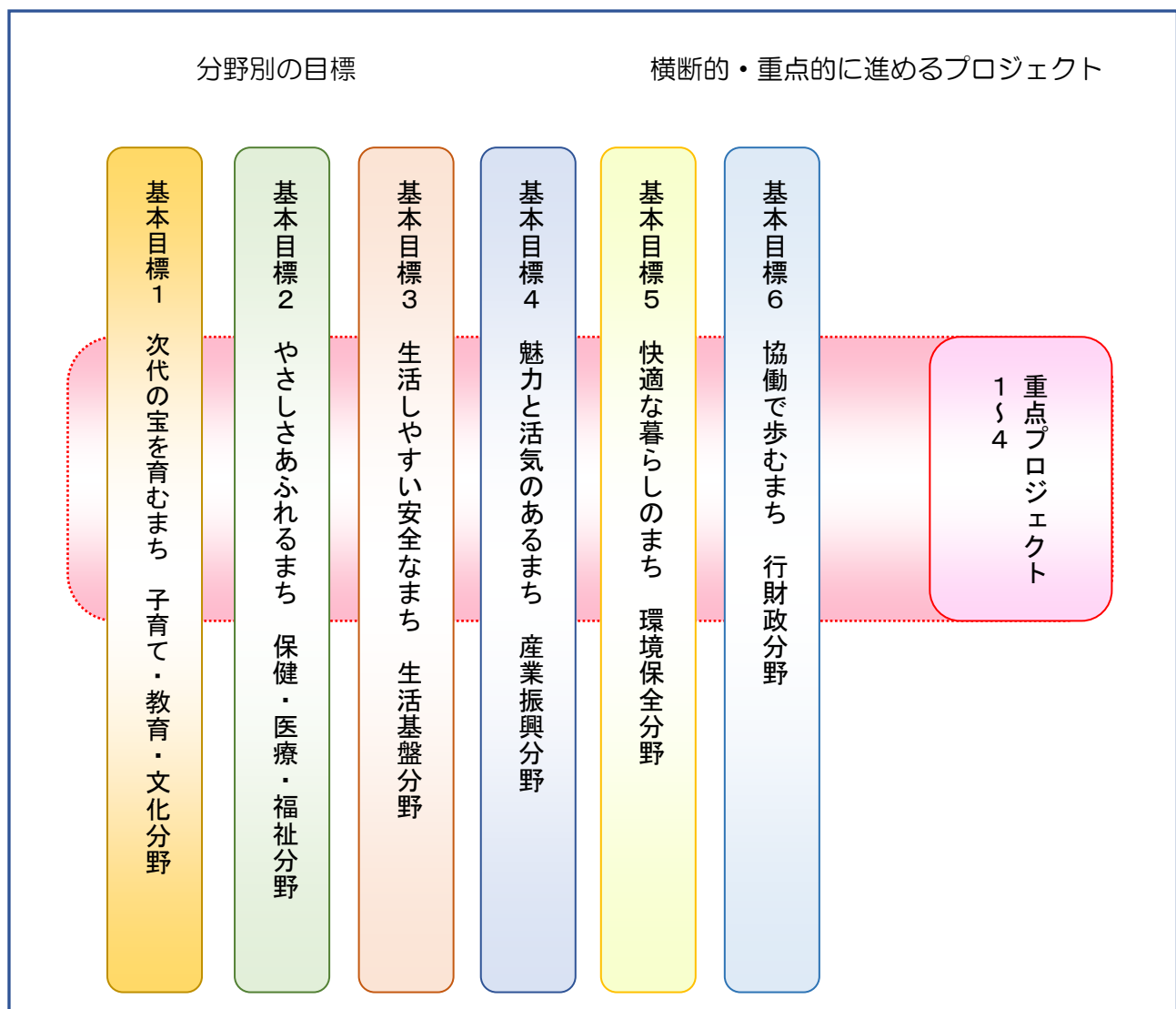


## 6. 重点プロジェクト

将来像の実現と総合戦略の着実な推進を図るため、4つの重点プロジェクトを定め、いつまでも住み続けたいと思える、人が集うまちづくりを、町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

### 基本目標と重点プロジェクトとの関係

施策ごとの展開である基本目標と、すべての基本目標に関連する重点プロジェクトの関係を表しています。重点プロジェクトと基本目標は相互の連携・協力が重要・不可欠です。



### (1) 重点プロジェクト1 町の将来を担う子どもを増やす

若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえることで、出生数を増やし、町の人口減少の要因である自然減を抑制します。そのため、若い世代が希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み、育てることができるよう結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行います。また、「10年後の出生数100人を目指して」という大きなスローガンを掲げ、町民一丸となって出生数の増加に取り組めます。

### (2) 重点プロジェクト2 町を支える宝(若者)を残し、転入により新しい風を呼び込む

温暖な気候や豊かな自然などの魅力に加え、成長産業や企業誘致などにより雇用の場を確保することで、若者の転出抑制を図るとともに、町の魅力や優位性、子育て環境、町の施策や取り組みなどを積極的に情報発信することで都会から若者等を呼び込みます。

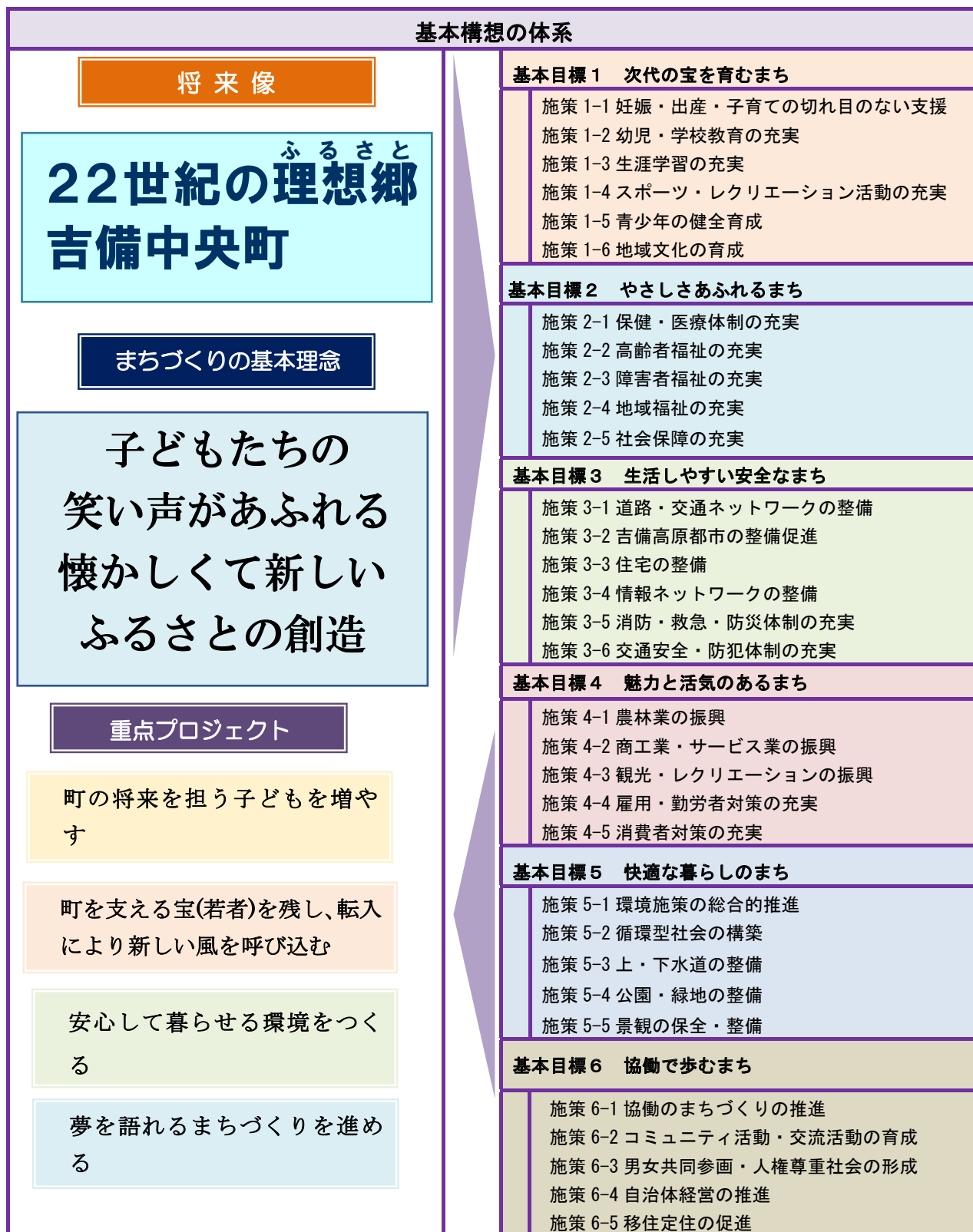
### (3) 重点プロジェクト3 安心して暮らせる環境をつくる

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしたいというささやかな希望をかなえるため、生活交通手段や医療の充実、地域経済環境の整備などに努めるとともに、町の拠点、地域の拠点づくりを進め、それらを核として、地域のつながり、支え合いなどが生きる新しいコミュニティづくりを図ります。

### (4) 重点プロジェクト4 夢を語るまちづくりを進める

農業を志す若者の呼び込みや育成、農産物の付加価値化、幅広い世代が希望する就労の確保と紹介体制の整備、体験ツアーや民泊を活かした交流促進など町民参画と協働のまちづくりを基調にして、新しい地域の魅力づくりや活発な新規の起業を支援します。

## 7. 基本構想の体系



# 前期基本計画

---

○基本計画の性格と役割

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後取り組むべき本町の発展課題を中心に、主要な6つの施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を前期計画、平成33年度から平成37年度までの5年間を後期計画とします。

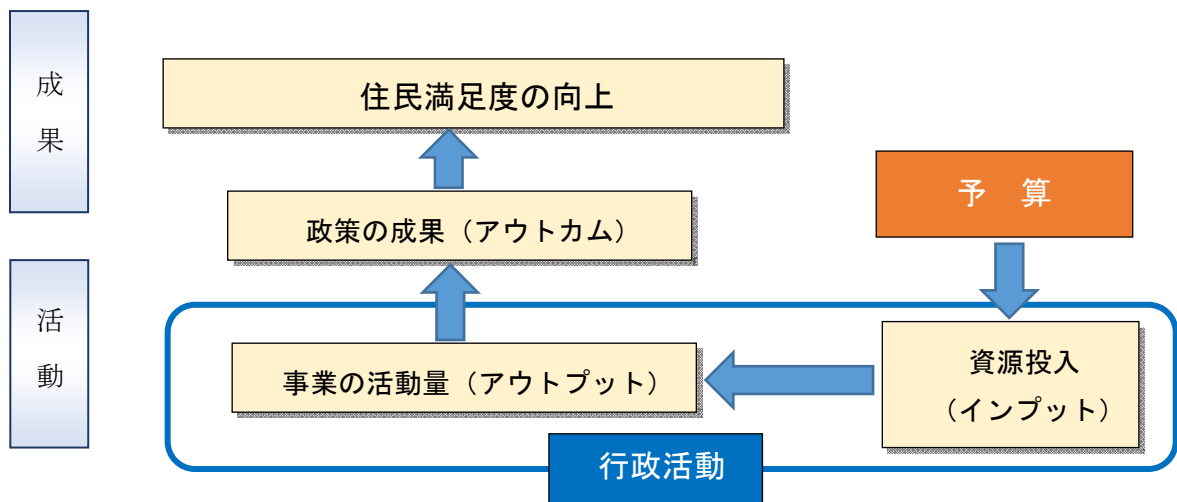
また、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価する目標指標を設定して、マネジメントシステムの確立を目指します。

・目標指標について

計画の進捗状況や到達点を点検評価するため、成果指標と活動指標として将来目標値を設定しました。

成果指標については、町民アンケートによる「満足度」を使用したものもあり、前期計画の見直し時に再度アンケートを実施し、その数値の変化を把握します。

- 成果指標：事務事業を通じて対象にもたらされる成果（アウトカム）
- 活動指標：事務事業における活動量や活動実績（アウトプット）



## 前期基本計画

### 基本目標1. 次代の宝を育むまち

#### 施策1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

##### ■■ 目指す姿 ■■

安心して子どもを生み育てられる環境づくり、地域で子どもを見守る体制づくりに取り組みます。

##### ■ 現状と課題 ■

- 本町において深刻さを増している少子化問題に備えるため、若者が結婚し、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりが急務となっています。
- 現在、保育園において待機児童はなく、今後も入園児数の減少が見込まれます。一方で、3歳未満児保育の需要は年々高まっており、今後子育て環境の充実を図ることで定住者や出産児数の増加も見込まれます。また、待機児童の発生も懸念されるため、家庭環境に応じたきめ細かな保育が必要となっています。
- 保育園、幼稚園では月2回の専門の講師による英語教育に取り組んでいます。今後も子どもたちに質・量ともに高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の取組が重要です。
- 核家族化・少子化・地域における人間関係の希薄化等により、孤立した環境で子育てに悩まないよう、子どもを通じての仲間づくりや相談場所として子育てひろば「ゆう」や「あいあい広場」を開設していますが、今後、内容や実施場所など、地域バランスを考慮した地域子育て支援拠点の一層の充実が求められています。特に、子どもが安全・安心に遊ぶことのできる環境づくりや、子ども連れでも安心して外出できる環境整備は不可欠で、子育て家庭が安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する必要があります。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するために、各地区保護者が中心となって放課後児童クラブを開設し運営していますが、児童数の減少とともに、登録者数が減少し、維持できなくなっています。小学校で実施している放課後子ども教室と連携しながらすべての児童の安全・安心な居場所を確保するために整備を進める必要があります。
- 子育てへの切れ目のない支援として、産前・産後子育て応援事業を実施しています。また、育児支援や身体的・精神的支援を行い、乳児健診においても、子どもの成長発達確認・育児負担の軽減を図っています。母子保健法に基づく1歳6か月児・3歳6か月児健診においては、子どもの発達確認、育児不安の解消のため臨床心理士を配置し、育児負担の軽減に努めるとともに、発達面での要観察児には、町の要観

- 寮児教室への参加を促し、発達障害の早期発見・対応に努めています。
- 要保護児童の登録件数は増加傾向であり、家族形態の変化、保護者の様々な考え方により必要な支援も多様化しています。
  - 小児等医療費助成の対象年齢を段階的に拡大し、平成25年度から高校生在学まで、平成27年度からは0歳～満18歳に達する年度末までの児童等を対象に、医療費助成（保険診療の自己負担分を町が負担）を実施しています。
  - 年々、広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害や学習障害などの療育や特別支援が必要な子どもが増加傾向にあります。しかし、現在は町内に療育機関がなく、町外の療育も待機児が多いのが現状です。そのため、平成26年度から委託事業発達支援教室「ぼけっと」を開設し、心身の発達に支援を必要とする幼児及び保護者を対象に、発達を促進するための療育支援及び保護者が抱える不安を軽減する支援を行っています。今後、発達障害に対する支援システムの構築を行い、関係機関と連携し切れ目のない支援が必要です。

#### ■ 今後の取組方針 ■

平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、子ども・子育て支援の質・量の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、民間団体等あらゆる方々が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすよう努めます。

子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支援する環境を整備するとともに、経済的負担の軽減を図ります。

子育ては、産前から切れ目のない支援体制が必要で、母子の産前産後の身体・精神面のフォローや産後のうつ予防、育児負担軽減のため、産前産後の子育て応援事業の実施が必要であり、医療機関と連携を図り、家族を含めた早期支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会の代表者・実務者会議に加え、ケース会議の実施及び関係機関と更なる連携と情報共有を行い、見守り体制を強化します。

小児等の疾病の早期発見・早期治療及び保護者の経済的負担の軽減を図り、医療費助成を継続して実施します。

広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害を早期に発見し、早期療育や特別支援教育へつなげるよう発達障害児の支援システムを構築します。また、療育体制の充実を図ります。

## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 教育・保育の充実		
①質の高い教育・保育の提供	○幼稚園・保育園として培われてきた知識・技能等双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じた、より質の高い教育・保育を実施するとともに、保護者の就労に関係なく入園できる幼保連携型認定こども園の整備を行います。	子育て推進課
②幼稚園教諭・保育士等の資質向上及び職員配置の充実	○幼保連携型認定こども園向け、幼稚園の教育要領に基づく教育内容や保育園の保育指針に基づく保育内容に準拠した幼保連携型認定こども園の教育・保育要領や研修計画の策定を行うとともに、幼稚園教諭・保育士の資質・能力の向上を図ります。 ○教育保育サービスの提供や要保護児童数に合わせ、職員配置を充実させるなど受け入れ体制を強化します。	子育て推進課 教育委員会
③就労形態の多様化に対応した教育・保育の充実	○保護者の就労等に対応するため、保育園では、午前7時30分から午後6時30分まで開園します。また、ニーズに合わせ延長保育や預かり保育を実施します。	子育て推進課
(2) 地域子育て支援の充実		
①子育て相談や各種子育て講座の充実	○専門講師による子育て相談の実施や講座の開催など、子育てにおける様々な悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実を図ります。	子育て推進課
②子育て支援拠点等の充実	○各地域で出張子育てひろばを実施し、子どもや親同士の交流のきっかけづくりを行い、子育てひろば「ゆう」でのイベント、研修等の参加により友だちづくりを支援します。併せて、子育て支援サイト「ママフレ」を一層充実させ、スマホアプリの活用により、子育てに関する情報やイベント内容、様々な子育て情報を発信します。 ○子育て広場を日曜日等に開催し、家族でふれあいながら育児の基礎知識などを学び、父親の育児参加の必要性を啓発しながら育児参加を促進します。	子育て推進課
(3) 安心して子育てできる生活環境整備の充実		
①こども広場等の整備	○天候に関わらず乳幼児から親子まで安心して自由に遊べ、遊びを通して交流を深め、健康保持や情報交換もできる屋内型子ども広場を整備します。 ○子どもたちの屋外での遊びを活発にするため、幼児対象の遊具などを備えた	子育て推進課



施 策	施策の内容	担当課
②子どもの居場所づくり	<p>公園など、子どもたちのための屋外の遊び場を整備します。</p> <p>○放課後の子どもたちの居場所をつくるため、小学校と連携し、校庭や教室、地域の公共施設などを開放し、地域住民の協力によって遊びや学び、体験活動、交流活動等を行います。</p> <p>○小学生を対象に、授業終了後や長期休暇などに、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るため放課後児童クラブや公民館の学習支援事業の充実を図り、子どもたちが安心・安全に活動できる居場所の提供を行います。</p>	<p>子育て推進課</p> <p>教育委員会</p>
(4) 母子保健活動の充実		
①相談支援体制の充実	<p>○母子保健活動について、妊娠期から医療・保健・教育・福祉等と連携し、相談支援体制の充実を図り、育児不安の解消や子どもの健やかな発達を支援します。さらに、妊娠期から子育て期の母子とその家族が安心して地域で生活ができるよう、様々な問題や不安、疑問等に寄り添い、必要な支援を取り入れていきます。</p> <p>○子育てに関する悩みのみではなく家庭内・体調面等についても、子育てをする本人とその家族に寄り添い、専門スタッフとともに問題解決に向けてサポートします。</p>	保健課
②乳幼児健診の実施	○乳幼児健診を実施し、子どもの成長発達確認、子育てをする保護者の育児負担の軽減を行います。子ども一人ひとりの成長発達に対して、子育てをする保護者とともに寄り添いながら健やかな子どもの成長を目指します。	保健課
③発達障害児の支援システムの構築	○発達障害児の支援システムの構築を図るため、保健、医療、子育て、福祉、教育などの関係機関と連携し、幼児期から中学・高校卒業まで切れ目のない支援を図ります。親の会など、親同士の交流や学習の場を支援します。また、障害についての普及啓発に努めます。さらに、早期療育が受けられるように発達支援教室「ぽけっと」の充実を図ります。	保健課

施策	施策の内容	担当課
(5) 要保護児童などへの対応		
①要保護児童対策協議会の充実	○要保護児童対策協議会の充実により保健・福祉機関と連携を図り、児童虐待への対応をはじめ、ひとり親家庭や障害児など、援助を必要とする子どもと家庭に対する、きめ細かな相談支援や見守り支援などの取組を推進します。	子育て推進課
②子どもの貧困対策	○子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策を総合的に推進します。	福祉課 子育て推進課 教育委員会
(6) 小児等医療費助成		
①医療費助成の実施	○小児等(0歳～満18歳に到達する年度末までの児童等)の健康保持及び増進、児童福祉の向上に資することを目的とし、医療費助成を実施します。 ○小児等医療費助成の対象者全員に受給資格者証を交付し、医療機関等での窓口支払いを不要にすることで、保護者の経済的負担、手続き等の負担軽減を図ります。	保健課

### ■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	子育て環境(保育施設、相談、交流の場など)の充実度	32.0%	50.0%	50.0%	子育て推進課
	児童福祉(母子・父子家庭支援制度・体制など)対策の満足度	19.7%	30.0%	40.0%	子育て推進課
活動	幼保連携型認定子ども園整備数	0 か所	2 か所	3 か所	子育て推進課
	子育て広場参加人数	170 人/月	200 人/月	250 人/月	子育て推進課
	子育て応援サイト「ママフレ」アクセス数	1,700 件/月	2,500 件/月	2,500 件/月	子育て推進課

## 施策1-2 幼児・学校教育の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

「確かな学力」と基本的な生活習慣の定着を図り、子どもたちの豊かな人間力形成を推進します。また、安全で安心な学校づくりを進めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 近年の少子化や女性の社会進出などの社会環境の変化に伴い、町内幼稚園の園児数は減少傾向にあり、幼稚園の今後の在り方について、適切な集団規模の確保や幼稚園の役割の明確化などを検討する必要があります。
- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。
- 小・中学校においては、小規模校の特色を活かしたきめ細かな指導が実践されつつある中、学習内容の充実や学習時間の確保などの子どもたち全体の学力向上につながる取組や、不登校やいじめ問題などへの対応を強力に進めていく必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

幼児期における教育・保育には、豊かな感性や自主性を育てる大切な役割があることから、多様な教育・保育ニーズに対応する体制を確保するとともに、発達の連続性を踏まえたきめ細かで質の高い教育・保育の充実に努めます。

開かれた魅力ある学校づくりに取り組み、家庭や地域社会との連携を図りながら、生きる力を身につけ、郷土愛を持つ、新しい時代を拓く子どもの育成に努めます。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 幼児教育の充実		
①幼稚園・保育園・地域等の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育の効果を高めるため、吉備中央町子ども・子育て支援事業計画に基づいて幼保連携型認定こども園を開設し、運営します。</li> <li>○幼児期の教育の重要性を再認識し、幼児一人ひとりの個性を尊重し、可能性を伸ばす教育の充実とともに、地域との連携を図りながら、各園において特色のある取組を推進します。</li> </ul>	子育て推進課
②支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別な支援が必要な園児に対し、その持てる力を高め、個に応じた適切な指導や必要な支援を行います。その上で、活動をともにすることを通じて、互いを認める心と思いやりの心を育み、社会や豊かな人間性の向</li> </ul>	子育て推進課

施 策	施策の内容	担当課
	上を図ります。 ○教諭や保育士等を対象に、障害に対する理解や知識の習得を図るための研修の受講を促進するとともに、特別支援の必要な園児のために職員を配置し、特別支援教育の推進を図ります。	
(2) 学校教育の充実		
<b>①知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む取組の推進</b>	○スクールバスや町有バスを活用して校外での体験活動の充実を図ります。 ○副読本を使用して道徳教育の充実を図ります。 ○岡山県警察本部や学校法人おかやま希望学園と結んだ連携協定を活かし、子どもたちの安全確保を推進し、不登校の問題などへの対応を充実させます。 ○吉備中央町いじめ問題対策基本方針に基づき、いじめ問題への対策を進めます。	子育て推進課  教育委員会
<b>②子どもたちの学習意欲を喚起し、学力を向上させる魅力ある学校づくりの推進</b>	○教師の教育技術を向上させるためにつくられた吉備中央町教育研修所を充実させ、各学年での学習内容を確実に定着させる取組や、スクールカウンセラー・教育支援員などの活用により、子どもたちが落ち着いて学習できる学習環境の整備に努めます。 ○保護者や地域の方が参加しやすい土曜日に、積極的に学校行事や参観日を実施し、開かれた学校づくりに努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。	子育て推進課  教育委員会
<b>③家庭・地域の教育力の向上</b>	○家庭学習強化週間を設定し、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を促すと同時に、「親育ち」を応援するためのプログラム※1を活用し、家庭の教育力の向上を図ります。 ○学校評議員やおかやま子ども応援事業制度※2を活用し、地域住民の参加による学校・家庭教育支援などの取組を進めます。	子育て推進課  教育委員会
<b>④国際教育の推進</b>	○外国語を通じて、言語や文化に体験的にふれあい、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るため、保育園・幼稚園・小学校における外国語活動に取り組みます。(2018年、外国語活動が小学3年生から必修化、5・6年生では英	子育て推進課  教育委員会

施策	施策の内容	担当課
	語の教科化の予定。)	

※1 親育ちを応援するプログラム：幅広い年代の「親育ち」を応援するために、身近なエピソードをもとに話し合い、交流しながら学ぶ「参加型学習プログラム」を多く含んだプログラム

※2 おかやま子ども応援事業：地域住民の参画によって、学校・家庭・地域が連携して、学校力・地域力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを健やかに育むことを目的とした事業

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	学校生活が「楽しい」と回答する 中学3年生の割合	59.8%	80.0%	90.0%	教育 委員会
活動	他の学校に対して年間1回以上の 公開授業を実施した教員の割合	83.5%	90%	100%	教育 委員会
	月曜日から金曜日までの学校の 授業時間以外に、1日あたり1時間 以上勉強する小学6年生の 割合	66.6%	80%	90%	教育 委員会



## 施策1-3 生涯学習の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

多彩な講座の開催や自ら学ぶ生涯学習環境の充実に努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本町では、9地区へ設置した公民館や2か所の図書館を中心に、町民の学習活動がますます盛んになっています。一方で、複雑化・多様化する地域の課題等が山積し、その解決のための学習機会の充実が求められており、生涯学習・社会教育の振興による地域のつながりや絆づくりへの期待が、これまで以上に大きなものとなっています。今後は、個人が自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、自らの生涯を切り拓いていく力を身に付けるようにし、それを地域社会全体の力に結び付けていく取組を充実させていくことが求められています。
- 町内の文化芸術活動に関する取組に対して、新規、継続事業を問わず情報収集や他の自治体の取組について研修を計画しましたが、即効的打開策が見当たらなかったため、今後は、町内に存続する活動を含め、新たな活動の掘り起こしや仕掛けづくりが課題となっています。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

学習環境の整備に取り組むにあたっては、子育て世代や高齢者などのライフステージや置かれている状況に応じた学習機会を充実させていきます。

安心して学ぶことができる環境をつくとともに、学習した成果をまちづくりに活かせるよう、学習の質の保証や学習成果の評価・活用の取組の充実を図ります。

公民館については、魅力ある運営を目指すため、利用者、来場者の声はもとより、広く第三者の意見を徴することで、効果的、魅力的価値を高めるとともに、貸館運営も積極的に推進します。

なお、小学校区で唯一、公民館が未設置となっている吉備高原都市については、都市計画との整合性を図りながら、整備に向けた検討を行います。

図書館については、地域の知の拠点として位置づけ、生涯学習の情報発信の場とします。



■ ■ 主要な施策 ■ ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 生涯学習と地域コミュニティの形成		
①学習機会を通じた地域の絆の再構築の推進と地域課題の解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民間の絆の再構築を図り、地域の問題解決のための学習活動を推進します。</li> <li>○多様な学習機会の充実とコーディネーターの育成・確保を図ります。</li> <li>○多様な主体との連携、ネットワーク化を推進します。</li> </ul>	教育委員会
(2) 学習環境の充実		
①ライフステージ等に応じて求められる学習環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習に対する要望の把握に努め、社会人を対象とした学習機会の充実とキャリア形成のための学習機会の充実を図ります。</li> <li>○地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技術習得のための学習機会の充実を図ります。</li> <li>○人生の次のステップに踏み出すための学習プログラム等の充実を図ります。</li> <li>○ICT（情報通信技術）の活用等による学習機会の充実を図ります。</li> <li>○図書館の蔵書を充実させるとともに、生涯学習の情報発信として講座等の充実を図ります。</li> </ul>	教育委員会
(3) 学習成果の評価・活用		
①学習の質の保証と学習成果の評価・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習・社会教育の分野における専門的教育職員の適正な配置を図ります。</li> <li>○生涯学習社会の構築やまちづくり、人づくりに活かすため、学習成果の評価と活用場の確保を図ります。</li> </ul>	教育委員会
(4) 新規自主事業の開拓		
①新規自主事業の実施	○新たな芸術文化の創造とこれまで町内になかった文化活動を開拓し、来場したくなる価値のある新規自主事業を実施します。	協働推進課

施策	施策の内容	担当課
(5) 貸館営業の積極的推進		
①貸館営業の積極的な推進	○トレーニングルームや音響効果等、総合会館の優れた点をPRし、事業者等外部利用を促すことにより、大ホールでの文化芸術活動のみに留まらず、定期的にトレーニング教室を開催する等、健康福祉の増進につながる事業を実施し、貸館営業の積極的な推進を図ります。	協働 推進課
(6) 魅力ある事業展開		
①総合会館イベント事業の満足度の向上	○運営委員会や町民から寄せられた意見や要望に基づき、魅力ある事業を実施し、来場者の満足度を向上する取組を実施します。	協働 推進課

■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	生涯学習や文化活動(学習機会、公民館活動、地区活動など)の充実度	36.4%	50.0%	70.0%	教育 委員会
	各イベント参加者の満足度 (アンケート調査の実施)	—	70%	100%	協働 推進課
活動	生涯学習ボランティアの登録人数	44人/年	50人/年	60人/年	教育 委員会
	生涯学習メニューの対象者	高齢者、子ども中心	青壮年など各年代層に拡大	青壮年など各年代層に拡大	教育 委員会
	図書館の利用冊数	54,477冊/年	60,000冊/年	70,000冊/年	教育 委員会
	図書館蔵書数	38,185冊	45,000冊	50,000冊	教育 委員会
	自主事業参加者数	2,955人	3,500人	4,000人	協働 推進課



## 施策1-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

ライフステージに応じたスポーツ活動を行える環境づくりを推進します。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- スポーツ推進委員会を中心に、イベント等に出向いてニュースポーツ※1の普及活動を実施しています。また、貸出用のニュースポーツ用品は、PTAや公民館等の行事で広く使われています。
- 体育協会を中心に様々なスポーツ大会を実施しています。広報紙、各戸配布のチラシ、ホームページ等を利用して参加を呼びかけていますが、参加者の確保に苦しんでいる状態です。
- スポーツ施設の老朽化に伴い雨漏りや破損箇所が目立ってきていますが、応急処置的な修繕でしか対応できていない状態です。

※1 ニュースポーツ：「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」をコンセプトに、子どもから高齢者まで楽しめるよう、いろいろなスポーツを組み合わせて、簡素化して、新たにつくられた生涯スポーツをいう。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

ニュースポーツの普及により、生涯スポーツの振興を図ります。また、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、スポーツ施設の計画的な補修・整備を推進します。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) ニュースポーツの新たな指導者の発掘		
①専門的で競技性を理解している人材の発掘・育成	○現在、ニュースポーツ普及活動の際には、スポーツ推進委員会が指導を担っていますが、より専門的で競技性を理解している人材を発掘、育成していきます。	教育委員会
(2) 体育協会主催スポーツ大会の内容精査		
①大会への参加者数の増加	○大会への参加者数の増加を図るため、実施種目等の精査を行い、新たな参加者層の開拓を行います。また、広報の仕方についても再考します。	教育委員会
(3) 団体・組織の育成		
①団体と組織の育成	○体育関係の団体や組織及び指導者の育成に努めます。	教育委員会

施策	施策の内容	担当課
(4) スポーツ施設の充実		
①スポーツ施設の計画的な大規模修繕	○体育館の屋根改修工事等を計画的に行い、快適なレクリエーションの場を提供します。 ○かもがわ総合スポーツ公園野球場グラウンド外への飛球対策により、他の施設の利用者の安全を確保します。	教育委員会
②時代に応じたスポーツへの対応	○新しいスポーツができる環境を整備し、新規利用者の増加を図ります。	教育委員会

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	スポーツ施設、教室、大会等の認知度	50%	70%	80%	教育委員会
活動	スポーツ施設利用者数	44,896人/年	50,000人/年	60,000人/年	教育委員会
	スポーツ教室・大会などの参加者数	663人/年	800人/年	1,000人/年	教育委員会



## 施策1-5 青少年の健全育成

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

青少年問題協議会など幅広い青少年関係機関や団体、地域、家庭が一体となって、青少年の生きる力や社会性を育み、子どもの居場所があり、安心して暮らせるまち、一人ひとりの個性と人格が尊重され、青少年が健全に育つことができるまちを目指します。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 少子化、情報化、経済情勢の変化、価値観の多様化等の社会の急激な変化に伴い、家庭と地域社会の教育力の低下が叫ばれ、いじめ、不登校、凶悪な暴力行為等さまざまな問題行動が社会問題となっています。体験活動の場の不足や異なる年齢集団における行動の不足などが指摘され、青少年をめぐるいろいろな問題が表面化するなど若者の社会的自立を支援する必要性も高まってきています。本町においても、以上のような青少年を取り巻く課題に対応した総合的な取組が必要になっています。
- 青少年を取り巻くさまざまな課題に対応した相談や指導ができる体制を整備すること、子どもが自由に活動できる場を設定すること等、青少年が安全で安心して活動できるような支援体制を推進していく必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

青少年の健全育成を目指し、家庭や地域の教育力向上に向けた施策の推進とともに、関係機関、地域、家庭とが一体となって取り組む体制を確立し、地域全体で青少年を見守り、育成する体制づくりを推進します。

## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 青少年の健全育成活動の促進		
①青少年健全育成活動の充実	○各種のスポーツ少年団活動や文化活動、ボランティア活動、その他週末における活動等の体験活動を充実させ、青少年がさまざまな活動ができるよう計画的に推進します。	教育委員会
(2) 青少年健全育成機関の充実と環境整備		
①青少年問題協議会・青少年相談員連絡会の充実	○青少年の健全育成を推進するため、青少年問題協議会及び青少年相談員連絡協議会等の組織の活性化を図ります。 ○青少年健全育成に向けた環境整備を総合的に進めるため、青少年問題協議会を中心に、岡山県青少年相談員との連携を図りながら、青少年に関わる相談・指導体制を整えます。	教育委員会
(3) 家庭教育の充実		
①各種機関・学校・地域との連携	○青少年の健全育成を育むため、関係機関・家庭・地域が共通理解を図り、一体となって取り組めるよう連携を深めます。	教育委員会

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指 標 名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	青少年の健全(指導・支援活動や青少年活動)育成における満足度	28.2%	40.0%	60.0%	教育委員会
活動	青少年問題協議会研修会の開催回数	0回/年	2回/年	3回/年	教育委員会
	青少年相談員連絡協議会の開催回数	0回/年	2回/年	3回/年	教育委員会

## 施策1-6 地域文化の育成

### ■ 目指す姿 ■

芸術・文化活動の振興や文化財の保護・活用、地域特有の民俗文化の伝承を進めます。

### ■ 現状と課題 ■

- 少子高齢化の進展や伝承者の減少により、無形民俗文化財などの地域に伝わる伝統芸能の継承や後継者育成が思うように進んでいない状況であり、今以上に子どもたちに継承していくことが重要です。
- 文化芸術活動の促進について、公民館を中心としたクラブ活動や主催講座を通じて様々な活動を行っていますが、高齢者が増え、公民館に行く手段がなく、行きたくても行けない状況になっています。
- より質の高い文化芸術の鑑賞機会を充実させるため国や県の事業を活用し、学校において演劇やオーケストラ等、普段では見られない質の高い文化芸術に触れる機会を設けています。しかし、採択制のためすべての学校では実施できていないのが現状です。

### ■ 今後の取組方針 ■

学校での伝統芸能などの学習機会の提供や、県指定重要文化財の保存に取り組んでいる団体への支援を充実させるとともに、地域の子どもや大人が集う拠点となる公民館などの整備を行い、多くの年代が集まる中で伝統芸能などの継承や後継者育成、また、文化芸術活動の促進ができていくような環境づくりを推進します。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 文化財などの継承・保護		
①町文化財資料の活用	○デジタル化した資料を早期運用し、地域に存在する文化財を指定・未指定に関わらず、幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺の環境も含めて総合的に保全・活用する「歴史文化基本構想」の策定を進めます。また、学校での学習機会として資料等の提供も行います。	教育委員会
②無形民俗文化財の保存活動 取組団体への支援	○少子高齢化の中、伝承活動に取り組んでいる団体へ引き続き支援を行い、地域に伝わる伝統芸能の保存に努めます。	教育委員会

施策	施策の内容	担当課
(2) 文化芸術活動の促進		
①各種団体への支援	○文化協会や公民館などと連携して、より多くの文化芸術活動に接することができるよう情報提供や施設の整備を行います。	教育委員会
②活動場所の提供	○公民館等に行きたくても交通手段がない方などのため、できる限り地域の施設に出向いて講座を行う、出前講座を取り入れます。	教育委員会
(3) 文化芸術鑑賞機会の充実		
①学校での文化芸術鑑賞の機会の提供	○現在、国や県の事業を利用している文化芸術鑑賞について、複数校同時開催を視野に入れて、より多くの児童・生徒に鑑賞の機会を提供します。	教育委員会

■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	文化財の保存・活用・地域特有の民俗文化の伝承の充実度	50%	60%	70%	教育委員会
活動	文化財データの整理、運用	デジタル化完了	運用	運用	教育委員会
	伝統芸能活動継承団体への支援	3団体	4団体	5団体	教育委員会





## 基本目標2. やさしさあふれるまち

### 施策2-1 保健・医療体制の充実

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

各種検診や健康相談などを通して、健康への意識を高めるとともに、地域・行政・医療機関等の連携体制を整えます。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本町では各種検診を実施していますが、その受診率は低く、死因の第1位は「がん」、死因の約60%を生活習慣病が占めています。各種検診受診率の向上により早期発見、早期治療につなげることが重要です。
- 国民健康保険医療データからみると、循環器系の疾患が多い傾向にあり、乳幼児期から規則正しい生活習慣を目的として各種教室を実施しています。しかし、青壮年期では生活習慣病の自覚症状がないため、健康教室への参加が少なく、若い頃から生活習慣病の正しい知識の普及啓発が必要となっています。
- 高齢者で希死念慮※1や地域等とのつながりが希薄と感じている人が多く、そのため愛育委員を中心に声かけ運動を行い、孤立の防止に努めています。また、ストレスや精神疾患など心の健康についての理解が地域に浸透していないため、相談会を実施し心の健康についての周知を図っていくことが必要です。
- 感染症予防のため、国・県の動向を踏まえ、様々な方法で新しい情報を発信し、医療機関・幼稚園・保育園・小中学校などと感染症情報を共有して集団感染の予防に努めています。
- 救急医療機関や救急車の適切な利用が図れるよう救急体制の整備を図り、県南東部保健医療圏と連携し、二次救急や三次救急が適切に受けられるよう、県・医師会等関係機関への働きかけが必要です。また、在宅医療連携推進等により医師会、介護関係者、保健所との連携を密にし、健康課題の共有、保健事業への協力体制などの協議を行いながら顔の見える関係づくりにつなげていますが、医師の不足や高齢化による医療機関の減少により、診療科目間の偏在是正は重要な課題となっています。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

町民一人ひとりが健康意識と予防意識を高めるよう、生活習慣病予防についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、各種検診を継続受診できるよう支援することで、健康寿命の延伸を目指します。

また、健康に関する情報が錯綜する現在の情報化社会において、正しい知識の普及に努める必要があり、町内企業や商工会等と連携してライフステージに合わせた健康づくりを推進し、特に青壮年世代の生活習慣病予防及び健康意識を高めていきます。

※1 希死念慮：具体的な理由はないが、漠然と死にたいと願うこと

愛育委員による声かけ運動は、様々な事業展開に有効であり、身近な地域の人からの声かけによって、つながりを感じてもらえるよう今後も継続的に実施していきます。

デング熱など近年増加している感染症については、幼稚園・保育園・小中学校からの情報を取りまとめ、町内の医療機関と連携を図りながら早期の対策や体制づくりを強化していきます。

町民が健康で安全な生活を送れるよう必要に応じて適切な医療を受けられる体制の確保及び充実を図ります。また、身近なところで、きめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」の普及啓発や地域の医療機関との連携による在宅医療を推進します。

しかし、医療機関の減少、医師不足や医師の高齢化が課題であり、医療機関の充実を図ることが急務であることから、医師の人材確保対策として、医学生への奨学金制度、町内医療機関への支援や勤務医の生活環境整備、さらに町医療施設の整備を含め、本町の実情に応じた医師及び看護師等医療スタッフの確保体制の構築を目指します。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 各種検診の受診率向上、保健指導の充実		
①健康意識の高揚	○働く世代を中心に、減塩や運動習慣、地域での支えあいや職域への働きかけ等を行い、健康意識の高揚を図ります。また、愛育委員、栄養委員等と連携し普及啓発に取り組みます。	保健課
②検診体制の整備により受診率の向上	○個別検診及び委託医療機関の拡大など、医療機関と連携した体制を構築し、検診対象者調査をもとに効果的な受診勧奨、無料クーポン券の利用促進を図り、未受診者の解消に努めます。	保健課
③保健指導の充実	○検診受診者の健康維持・増進につながるよう職域や福祉、関係団体、公民館と連携し、健康教育・相談などにより保健指導の充実を図ります。	保健課
(2) ライフスタイルに合わせた生活習慣病予防と食育の推進		
①健康教室の実施	○健康増進計画・食育推進計画をもとにライフステージ別の健康づくりを地域に出向き積極的に実施します。また、地域の生産者と関係機関が連携し、地産地消や伝承料理などを継承し、子ども頃から「食」に関心が持てるよう支援します。	保健課



施策	施策の内容	担当課
(3) 心の健康づくりの推進		
①交流会、地域での声かけの実施	○精神疾患を持ちながら自宅に引きこもりがちな対象者の交流会などを実施し、対象者のニーズに合わせた日中の活動を支援します。また、愛育委員による地域での声かけを継続して実施します。	保健課
(4) 感染症の予防		
①相談支援体制の充実	○感染症の警報や注意報などの発令に対し、国・県と連携して直ちに告知放送や行政チャンネルを用いて周知を行います。また町内や近隣の医療機関と連携して、感染症の状況について情報共有を図ります。	保健課
(5) 救急医療体制の整備及び地域医療機関との連携強化		
①初期救急医療の推進	○安心して相談ができる、かかりつけ医や医療機関から処方される薬剤について十分な理解や管理をするためにかかりつけ薬局、お薬手帳の活用を図ります。	保健課
②地域医療に関する町民の理解促進	○救急医療機関や救急車の適切な利用が図れるよう、町民のニーズに即した健康に関する情報提供やAED講習会の開催、応急手当の普及啓発に努めます。	保健課
③広域圏での連携強化	○県南東部保健医療圏と連携し、二次救急や三次救急が適切に受けられるよう、県・医師会等関係機関へ継続して働きかけ、連携を強化します。	保健課
(6) 地域医療の充実		
①地域医療体制の構築	○町内における地域医療体制については、医療機関との連絡を密にし、町内全体での保健活動や、健康づくりと連携のとれた地域医療体制を構築するとともに、高齢化社会において、町民が安心して生活できるよう、医師及び看護師等医療スタッフの不足の解消、勤務医、医療機関の支援や充実を図ります。	保健課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	保健活動(健康診査、健康相談など)の充実度	50.6%	60.0%	70.0%	保健課
	医療体制(地域医療、休日医療など)の充実度	22.1%	30.0%	50.0%	保健課
活動	脳血管疾患死亡率順位 (町死因別死亡率)	4位	5位	6位	保健課
	がん検診精密検査受診率	77.5%	80.0%	85.0%	保健課
	特定健康診査受診率	28.8%	33.0%	38.0%	保健課
	特定保健指導利用率	28.1%	32.0%	37.0%	保健課
	乳幼児予防接種率	90.1%	93.0%	96.0%	保健課



## 施策2-2 高齢者福祉の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活について、ともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 高齢化社会の進行に伴い、介護認定率は県下でも高くなっており、介護保険に依存して、生活の改善、自立へつながっていないのが現状です。また、一人暮らし世帯や認知症などの介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域におけるケア体制の充実が求められています。
- 高齢者がいつまでも、介護を必要とせず、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して暮らせるよう、自助努力や共助の仕組みも含めた介護予防の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域の中で活躍できる仕組みづくりが必要になっていきます。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

高齢者が自らの知識や経験を活かしながら、元気に行動し、いきいきと暮らしているよう支援するとともに、いつまでも、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう生活支援を推進します。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 社会参画の推進		
① 高齢者の生きがいづくりの推進	○老人クラブ、サロン、公民館、老人福祉センターなど関係機関と連携して、高齢者の居場所づくり、出番づくりを推進します。	福祉課
② 健康づくりの推進	○健康寿命を延伸するため、自主的な介護予防活動を展開します。	福祉課
(2) 生活支援の推進		
① 相談支援の充実	○社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険事業所、医療機関などあらゆる機関と連携を図り、様々な相談に対応できるよう体制整備を図り、適時・適切なサービスにつながるように努めます。	福祉課

施 策	施策の内容	担当課
②認知症高齢者等対策の充実	○認知症地域専門員を配置し、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を地域や職場など様々な場で行います。認知症の早期診断・早期対応を軸に「本人主体」を基本とした医療・介護等の連携により、適時・適切に切れ目のない支援を行います。また、サロンなどに出向いて運動、口腔機能向上、趣味活動など日常生活における取組が認知機能低下の予備につながるよう努めます。	福祉課
③介護保険事業の適正利用の推進	○介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促します。 ○介護保険制度の要である介護支援専門員を支援する「ケアプラン点検事業」の充実を図るとともに、計画的に指導を行い、介護保険の適正な運用に努めます。	福祉課
④地域づくりの推進	○高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくため、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成など地域資源の開発やネットワーク化など生活支援サービスの充実と高齢者や地域住民の社会参加の推進に努めます。	福祉課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指 標 名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	要介護認定率	26.4%	32.9%	32.1%	福祉課
活動	ふれあいタクシー利用登録者数	1,277人	1,400人	1,500人	福祉課
	町民主体の集いの会場場数 (生きがいデイサービス)	0か所	5か所	7か所	福祉課
	総合相談受付数	1,700件	2,000件	2,000件	福祉課
	認知症カフェ開設数	0か所	4か所	8か所	福祉課
	地域サロン活動地区数	47か所	55か所	60か所	福祉課

## 施策2-3 障害者福祉の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

基本的人権が尊重された生活ができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民による支え合いを強めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 障害者を取り巻く環境は、障害者及び介護をする人の高齢化や障害の重複化、内部障害の増加などにより、ニーズも多様化しています。平成18年に障害者自立支援法が施行され、障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。
- 平成25年に障害者総合支援法が施行され、新たに難病も対象になり、制度の改革に合わせ、地域の実情に合った福祉施策の充実を図る必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

支援が必要になっても、地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実、必要とされる情報の提供や相談支援体制の充実に努め、障害の有無に関わらず、地域全体で支え合い、共生する生きがいのある社会の実現を目指します。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 障害者福祉の推進		
①障害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人ひとりの生活ニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、障害や難病の種別や程度に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>○障害者等が適切なサービスを利用できるよう、制度の周知・相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課
②自立支援協議会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者が地域で安心して生活するために関係機関が相互に協力し合い、自立支援協議会のネットワーク強化を図ります。</li> <li>○福祉フォーラムを通し、障害者と健常者がともに生きる社会環境づくりに向けて、障害に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。</li> </ul>	福祉課
③社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の社会参加の拡充に向けて、情報提供・移動支援・コミュニケーション支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	障害福祉サービス利用者数に対する就労継続支援事業所※1(A型・B型)利用率	39.86%	43.75%	47.42%	福祉課
活動	就労継続支援A型利用者数	38人	53人	68人	福祉課
	就労継続支援B型利用者数	19人	17人	15人	福祉課
	身体・知的障害者の施設入所者数	38人	41人	44人	福祉課
	相談支援者数	688人	703人	715人	福祉課

※1 就労継続支援事業所：障害者総合支援法に基づく就労継続支援のための施設で、一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としている。A型は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの“雇成型”、B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇成型”をいう。





## 施策2-4 地域福祉の充実

### ■ 目指す姿 ■

支援を必要としている人を地域で見守り、地域による福祉の向上に努めます。

### ■ 現状と課題 ■

○高齢化・核家族化等に伴い、高齢者のみの世帯が増加しています。また、認知症や介護が必要な人も多くなっており、少しでも自宅での生活を長く維持するためには、地域での見守り、支え合いが必要です。

### ■ 今後の取組方針 ■

要支援者を把握し、地域で支え合う団体がその情報を共有し連携することにより、町民が安心して暮らせる組織づくりを推進します。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 要支援者、要援護者の把握及び支援		
①リストの作成・整備	○平常時の見守りや災害時の支援、安否確認が必要な人のリストを作成し整備を行います。	福祉課
②情報の共有	○近隣者、福祉委員、民生児童委員で情報を共有し見守り活動を行います。	福祉課
③各団体との連携した活動	○社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養改善協議会、支え合い団体等各種団体が、支援者への対処方法等知識や技術を習得し、支援者全員が共有意識を持って連携した活動を行います。	福祉課
④支え合い団体の育成	○支え合い団体を育成するよう支援します。	福祉課

### ■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	地域の見守り、支え合い団体数	2 団体	10 団体	15 団体	福祉課
活動	高齢者・要援護者台帳への登録者数	259 人	1,000 人	1,000 人	福祉課

## 施策2-5 社会保障の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

各種制度の正しい理解のもと、町民に対する啓発活動に努めながら効率的な事業運営を図ります。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 生活困窮者や生活保護世帯の生活環境の改善や就労支援、自立に向けて、岡山県やハローワーク等の関係機関と連携を密にして、相談・指導を行っており、要支援者の実態把握と要支援者が気軽に相談できる体制の整備が課題です。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療は、国民皆保険制度の中で地域保険として大きな役割を果たしています。しかし、高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化等により、医療費が年々増加傾向にあり、厳しい財政状況にあります。今後は、国の医療制度改革や拡充が図られる中、医療費の適正化や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の収納率の向上はもとより、疾病予防・特定健診受診の一層の推進に努める必要があります。
- 少子・高齢化が進み、国民年金について世代間の給付と負担のバランスが崩れるとともに、若者の未加入の増大などが大きな問題となっています。
- 全国的な国民年金保険料の収納率低下や、少子化の進行などから、将来の年金制度への影響が懸念される中、経済情勢の変化や少子・高齢化の進行、女性の雇用の拡大、医療・介護などの社会保障制度改革などの動向を踏まえ、長期的に安定した制度にしていく必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

要支援者の実態把握と要支援者が気軽に相談できる体制の整備を行います。

今まで相談を受けていない生活困窮者に対して、相談窓口のPRを行い、気軽に相談できるようにして、自立に向けた支援を行います。

国民健康保険及び後期高齢者医療は、町民の主要な医療保険として適正な運営を図るとともに、社会保障制度の維持及び適正化に努めるため、予防事業の体制づくりと特定健診受診率を増やし、被保険者の健康管理に対する意識の啓発に努めます。また、医療保険制度改革により国民健康保険は県と町の役割分担が明確化されます。県が財政運営の安定化を図り、町は保健事業や保険税収納率の向上に努めることとされる中、健康寿命の延伸、医療費適正化に向け関係機関と連携を図り、事業展開に努めます。「国民年金制度」についての情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、対象者に対する加入・保険料納付を促進し、「国民年金制度」の安定化を図ります。



## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 生活困窮者の支援		
①自立相談事業実施	○ハローワークと連携を取りながら具体的な支援プランを作成して、就労を促し、自立に向けた支援を行います。	福祉課
②住宅確保給付金支給	○離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間(通常3か月)家賃相当額を支給することにより、生活の土台となる住居を整えた上で、就労に向けた支援を行います。	福祉課
(2) 生活困窮者及び生活保護世帯への支援		
①関係機関と連携した相談、指導の推進	○生活に困窮する者などの相談に適切に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の適正運用と県等関係機関と連携した生活困窮世帯及び生活保護世帯の自立更生を支援します。	福祉課
(3) 医療費適正化、収納率の向上		
①医療費適正化及び収納率向上	○国民健康保険及び後期高齢者医療の健全な財政運営を図るため、医療費適正化及び収納率向上に努めます。	保健課 税務課
(4) 特定健診の受診率向上、健康づくりや保健指導の充実		
①特定健診の受診率向上	○特定健診の受診率の向上を目指し健康意識の普及啓発に努めます。	保健課
②疾病予防に向けた施策の充実	○被保険者の健康づくりや健康管理に対する意識の啓発、訪問指導体制の強化を図り、疾病予防に向けた施策を充実します。	保健課
③生活習慣病の予防	○健康増進、重症化予防等の保健事業実施及び評価を目的に策定した「データヘルス計画」により、生活習慣による疾病の原因を明らかにし、個々の指導及び教室の実施により生活習慣病の予防に努めます。	保健課
(5) 国民健康保険の広域化		
①国民健康保険の広域化	○国民健康保険制度の持続的な運営のため、平成30年度の都道府県化に向け、適正に対応していきます。	保健課

施策	施策の内容	担当課
(6) 国民年金制度の安定化		
①年金制度の内容の周知と理解の促進	○「国民年金制度」についての情報提供や相談体制の充実に努め、年金制度の内容の周知と理解の促進を図ります。	住民課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	生活困窮者の就労件数	0件	6件	8件	福祉課
活動	特定健康診査の受診率(再掲)	28.8%	33.0%	38.0%	保健課
	生活困窮者の就労支援件数	0件	24件	30件	福祉課



## 基本目標3. 生活しやすい安全なまち

### 施策3-1 道路・交通ネットワークの整備

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町内道路網の計画的な整備を行うとともに、安全で快適な道路環境づくりを進めます。また、公共交通機能の向上に努めます。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 広域幹線道路として、国道429号、国道484号、主要地方道岡山賀陽線、高梁御津線があり、その他に主要地方道4路線、一般県道9路線があります。今後、未改良区間及び2次改良が必要な区間の整備とともに、歩道の整備を促進し、安全で利用しやすい道路環境を築くことが求められています。
- 現在、主要道・幹線道的な路線は、計画的に道路整備を進め、交通の安全性、利便性が確保されつつありますが、主要道等を連結する路線については、道路幅員が狭隘な路線が多く、緊急車両が迅速に走行できる道路の幅員が確保できていない状況です。このような生活的路線を含めた改良計画を早急に樹立し、町民のニーズに対応しつつ道路整備を推進するとともに、生活の基盤に密着した交通のネットワークを強化する必要があります。
- 中国横断自動車道岡山米子線（岡山自動車道）4車線化整備は町内では、大半が平成22年に完了していますが、賀陽インターから北房ジャンクション間において一部未整備区間があります。そのため、年末年始、お盆、観光時季等には渋滞を招き、また、対面通行であるため事故の発生率が高く、大変危険となっています。
- 高齢化に伴い、自動車などの移動手段を持たない高齢者が増えており、地域での交流機会や通院、買い物等に安心して安全に移動できる手段を確保することが必要になります。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

国道429号及び国道484号は主要幹線道路であることから、未改良区間及び2次改良が必要な区間の整備と歩道設置の要望を行います。また、国道429号は防災工事を計画しており順次工事を進めます。

主要地方道は近隣の市を結ぶ幹線道路であり、未改良区間の早期改良を関係機関へ要望します。

一般県道は町内の集落と集落を結ぶ幹線道路となっており、未改良区間の早期改良を関係機関へ要望します。

本町全域の路線の整備に取り組むには、時間と多額な経費を要するため、長期の整備計画を策定し、緊急性の高いものから優先的に整備を進めます。

また、橋梁等の道路施設の老朽化が進み、さらに安心、安全を確保するための対策

を推進します。

中国横断自動車道岡山米子線（岡山自動車道）の4車線化採択に向けて毎年要望を行っていますが、実現に向けて引き続き岡山自動車道利用促進協議会を通じ関係機関に要望していきます。

ふれあいタクシー利用助成制度、デマンドタクシー事業、福祉移送サービス事業を見直し、高齢者等にとってより利便性の高いタクシー事業に再編します。町内並び岡山市など近隣の市へはタクシー事業と路線バスとを組み合わせることにより、安心して移動ができる新たな交通体系を構築します。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 道路整備		
①主要幹線道路等の整備	○工事継続か所の早期工事完成と新規区間の工事計画の策定を要望し、幹線道路等の整備促進に努めます。	建設課
②町道等の整備	○幅員狭隘路線の拡張や改良要望への取組、落石の恐れのある法面保護工事など計画的に実施し、安心、安全な道路整備に努めます。	建設課
(2) 道路網の整備		
①交通の安全性、生活の利便性の確保	○緊急車両の通行が困難な道路等、緊急性が高い道路整備を計画的に行い、交通の安全性、生活の利便性の確保を図ります。	建設課
(3) 老朽化する道路インフラ対策の推進		
①施設の維持管理の実施	○道路網の整備とともに、橋梁等道路施設の総点検結果に基づき長寿命化計画を策定し、予防保全・老朽化対策の強化を図るとともに、施設の維持管理を確実に実施します。	建設課
(4) 岡山自動車道四車線化の推進		
①岡山自動車道利用促進協議会による全面四車線化の働きかけ	○岡山自動車道利用促進協議会において、中国横断自動車道岡山米子線（岡山自動車道）の重要性を再確認します。また、岡山自動車道の周辺ガイドパンフレット等を作成し、観光推進や岡山自動車道の利用促進のPRを行うとともに、協議会構成市町村及び議員連盟で、早期全面4車線化の実現を働きかけます。	企画課

施策	施策の内容	担当課
(5) 公共交通体系の見直し		
① タクシー事業の再編	○町域が広く家屋が点在している本町においては、ドアツードア※1のサービスは必要不可欠です。それぞれの事業を検証し、新たなタクシー事業を再編することで、高齢者等が安全に利用できる移動手段を確保します。	総務課
② 町内の主要施設を結ぶ路線バスの運行	○町内の主要施設を結ぶ、路線バスを運行し、定額料金とすることで、高齢者や高校生が安心して利用できる交通体系を整備します。 ○「きびプラザ」を路線バスの拠点と位置付け、待合所としての機能充実を支援します。	総務課
③ 岡山市など近隣の市を結ぶ路線バスの充実	○町の拠点となる「きびプラザ」と岡山市、総社市、高梁市を結ぶバス路線の充実を図ることで、近隣の市へのアクセス向上を進め、高校生が通学しやすい環境を整えるとともに、観光等における交流人口の増加を図ります。	総務課

※1 ドアツードア：自宅のドアから目的地のドアまで直接にアクセスすることをいう。

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	道路網(国道、県道、町道など)の充実度	56.2%	59.0%	60.0%	建設課
	岡山市を結ぶ路線バスの利用者数	54人/日	100人/日	116人/日	総務課
活動	町道改良率	27.4%	27.7%	27.9%	建設課
	町道舗装率	60.7%	62.7%	64.7%	建設課
	岡山市を結ぶ路線バスの便数	6便/往復	8便/往復	8便/往復	総務課
	ふれあいタクシー利用件数	382件/月	400件/月	410件/月	総務課

## 施策3-2 吉備高原都市の整備促進

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町の中心としての都市機能の整備を促進します。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 県の吉備高原都市構想に伴い整備が進められてきた吉備高原都市ですが、平成14年3月「吉備高原都市の今後の整備方針」により事実上凍結され、後期計画Aゾーン以外の開発は停滞しています。
- 土地開発公社により先行取得されていた長期保有土地については、平成25年に県が買い戻しすべて県有地となっています。ただし、後期計画BゾーンからDゾーンの計画エリアでの所有はごく一部であり、更なる開発は不可能と考えられます。なお、Eゾーンの一部（産業区）については、まとまった土地を所有しており、早期の整備が求められています。
- 企業以外の何らかの誘致を模索するとともに、交通網の整備を含め、県との協議が不可欠です。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

後期計画（Bゾーン以降）については、今後、整備済区域や社会経済情勢の変化を踏まえながら、現在分譲中の住宅地や産業施設用地の分譲が概ね完了した後、改めて整備内容を新たな角度から見直し、将来的な未整備地域も含めた吉備高原都市整備の要望を県に働きかけます。

また、Eゾーンの一部については、PFI※1などの民間活力導入の可能性も含めて、事業主体や整備方法を新たな角度から見直し、民間などからの開発が見込まれる場合は、都市整備の理念との整合性を図りながら、弾力的に対応します。

※1 PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法



■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 都市の魅力づくりの推進		
①吉備高原都市の魅力づくり	○吉備高原都市を町の拠点として位置づけ、連携協議会等を通じて、交通システムの構築や情報基盤の整備、大型店舗の誘致など吉備高原都市の魅力づくりに努めます。	総務課 協働推進課 吉備高原都市事務所
(2) 吉備高原都市住区分譲推進		
①企業誘致、吉備高原都市宅地分譲の推進	○岡山県と連携して、企業誘致や宅地分譲の推進を図ります。宅地分譲については、岡山県が宅地分譲価格の値下げを行ったこともあり、協力して販売促進に取り組みます。	定住促進課 吉備高原都市事務所

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	吉備高原都市住宅分譲件数 (集合住宅用地を含む)	541	640	700	吉備高原都市事務所
活動	吉備高原都市産業区への企業等誘致数	—	1区画以上	1区画以上	定住促進課 吉備高原都市事務所

### 施策3-3 住宅の整備

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

快適な生活環境と安全な住環境の実現に向けて、住宅地等の整備を促進します。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 若者の転出抑制のため、町営住宅の計画的な整備が求められています。また、町内企業へ町外から勤める人が増える中、年齢や家族構成などに関わらず、低料金で入居できる住宅の整備が求められています。
- ハートフルタウンの販売促進については、パンフレットや広報紙、広告掲載、専用ホームページによる宅地情報の提供や住宅販売事業者との連携など、販売促進のため積極的なPR活動に取り組んでいます。平成26年度から分譲価格の2割の補助制度を開始し、1区画を販売し、残り区画は10区画となっています。また、住宅取得奨励金の対象をハートフルタウンと吉備高原都市住区とし、住宅の集約を進めています。吉備高原都市住区との競合もあるため、今後の販売状況によっては、価格の見直しや新たな施策、効果的なPR方法等を検討する必要があります。
- 空き家バンクについては、空き家活用の補助制度や空き家活用推進員の配置、納税通知書への広告の掲載、空き家バンクホームページの改善などに取り組むとともに、空き家物件の新規登録や成約に取り組んでいます。
- 空き家バンク登録制度開始から約100件の物件登録があり、多くの物件が成約しており、町への移住相談件数に対し、住まいの情報が足りない状況です。そのため、家財の処分費など何らかの事情により登録を控えられている所有者に対する支援など空き家バンク登録をさらに促進する制度が必要となっています。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

町営住宅を計画的に整備するとともに、若い単身者等が低料金で入居できる単身者用住宅の整備に取り組みます。

パンフレット・広報紙・ホームページなどによる宅地や空き家情報の提供や住宅販売事業者、移住定住を支援するNPO法人と連携し、住宅地の販売促進や空き家バンクの充実に努め、町内への移住・定住に取り組めます。



## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 住宅の整備		
①若者向けの住宅整備	○町営住宅を計画的に整備するとともに、若い単身者が低料金で入れる単身者用住宅を整備します。	建設課
②ハートフルタウンの販売促進	○パンフレットや広報紙、専用ホームページによる宅地情報の提供や住宅販売事業者との連携、補助制度の周知を積極的に図り、住宅地の販売を促進し、町内への移住・定住を進めます。	定住促進課
③空き家の活用による住宅の提供	○町が空き家バンクの窓口となり、移住定住を支援するNPO法人と連携を図りながら、空き家情報の収集・提供を行うことにより、空き家を活用するとともに、定住を促進し、地域を支える人材の確保に努めます。	定住促進課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指 標 名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	移住・定住者数(累計)	50組 108人	96組 208人	142組 308人	定住促進課
活動	ハートフルタウンの分譲件数 (全23区画)	13区画	18区画	完売	定住促進課
	空き家バンク登録件数(累計)	76件	176件	276件	定住促進課
	空き家バンク成約件数(累計)	48件	123件	198件	定住促進課
	公営住宅整備戸数	118戸	142戸	152戸	建設課

## 施策3-4 情報ネットワークの整備

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

情報通信技術（ICT）などを活用したまちづくりと、誰もが電子情報の活用と情報発信ができる環境を整えます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本町では、町政全般や各種事業について、広報紙やホームページ、行政チャンネル等の各種媒体を活用し、町民への情報提供、町外への情報発信を行っています。
- 広報紙は、月1回の発行を行っています。取材から発行までに時間がかかるため、素早く情報発信が可能なホームページなどでの情報提供が必要となっています。
- ホームページのシステム老朽化によるアクセシビリティが低下していることから、今後は、利用者に優しいホームページの再構築、情報提供に係る職員の意識の高揚などが課題となっています。
- 各種広報媒体による積極的な情報公開により、行政運営の透明性を高めるとともに、公平・公正な行政運営を図る必要があります。
- 本町では、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業（賀陽地域）及び地域情報通信基盤施設整備事業（加茂川地域）により、HFC方式※1の高速通信網が平成19年度に町全域において完成しました。
- 高速通信網の活用により、テレビ放送の地上デジタル化における新たな難視聴対策やインターネットサービスの提供が可能となりました。
- 音声告知放送設備を平成21年度に整備したことにより、町民に対し防災情報を迅速かつ確実に伝達するとともに、行政情報等の周知も可能となりました。
- 近年の情報通信技術の急速な発展による情報通信の大容量化への対応等が必要となっており、企業や工場などの事業所の経済活動にとっても、更なる高速通信環境は不可欠な社会資本です。
- 情報通信基盤整備後約10年が経過し、施設更新の問題も今後発生することから、超高速ブロードバンド環境の再構築が必要不可欠となります。

※1 HFC方式：ケーブルテレビ網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバーと同軸ケーブルを組み合わせたもの

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

既存の広報媒体については、引き続き町民ニーズに即しながら、わかりやすく迅速な情報提供に努めます。

特に、雇用機会の創出につながる町内企業の求人放送については、引き続き情報提供を図っていきます。

また、ホームページのシステム更新やデータ放送の導入など、時代に即した情報システム・媒体を導入しながら、利便性の向上も図っていきます。

今後は、超高速ブロードバンド環境の整備を目指し、設備更新を含めた伝送路のF

TTTH化（光ファイバーによる家庭向けデータ通信サービス）を進めていきます。

併せて、超高速ブロードバンド環境を活用した新たなサービスの提供について研究を進めます。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 公聴広報活動の充実		
① 広報紙の充実	○分かりやすい紙面等の作成に留意するとともに、町民から親しまれる紙面づくりを目指します。	企画課
② ホームページの充実	○町内外への情報提供に係る重要な媒体であることから、スマートフォンなどのモバイル端末用ページなど、利用者の利便性向上を図るためのリニューアルを検討します。 ○情報発信の多様化が進む中、ソーシャルメディアの活用も含めた情報発信を検討していきます。	企画課
③ 音声告知放送の効率的、効果的活用	○音声告知放送施設は、広報に限らず火災、災害情報の伝達などの重要な媒体であることから、加入率向上に引き続き努めるとともに、より効率的かつ効果的な情報発信に努めます。 ○町内事業所等による告知放送による求人放送の無料化を実施していますが、より効果的になるよう放送回数、頻度について検討します。	企画課
④ CATVを活用したデータ放送の導入	○吉備ケーブルテレビ行政チャンネル（122ch）において、行政情報等の提供を行っていますが、加入者がいつでも情報を享受することが可能なデータ放送による情報提供についても検討します。	企画課
(2) 情報公開の充実		
① 町政全般に関する情報	○個人情報等の取り扱いなどに留意しながら、積極的に情報公開を行っていくことで、行政運営の透明性を高めるとともに、公正・公平な行政運営に努めていきます。	企画課
② 各種報道機関との連携	○広報紙やホームページ、音声告知放送等の自主広報媒体に加え、地域に根差したケーブルテレビ局や新聞社などの各報道機関に対して、報道素材を積極的に提供することで、町のPRに努めます。	企画課

施策	施策の内容	担当課
(3) ICTを快適に利用できる環境整備		
①超高速ブロードバンド環境の整備	○伝送路のFTTH化、設備更新には、多大な費用を必要とすることから、実施時期、優先順位等について調査研究を進めます。	企画課
(4) ICTを活用した安全・安心なまちづくり		
①防災・災害時の更なる情報提供	○音声告知放送は、火災、災害情報の伝達をはじめ、災害対策基本法に基づく災害発生時の情報伝達などの重要な設備であることから、加入率の向上や安定運営に引き続き努めます。また、防災拠点における住民の情報収集等の利便性を向上させるため、避難所や公共施設に公衆無線LAN環境整備を進めます。	企画課

■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	情報基盤(インターネット環境など)の充実度	24.2%	30.0%	35.0%	企画課
活動	CATV加入率	66.9%	67.0%	69.0%	企画課
	インターネット加入率	37.1%	38.0%	40.0%	企画課
	音声告知放送受信機設置加入率	86.3%	86.8%	88.0%	企画課
	ホームページの訪問者数	801件/日	950件/日	1,200件/日	企画課

## 施策3-5 消防・救急・防災体制の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

安心して暮らせる総合的な防災対策を推進し、常備消防と消防団・自主防災組織の連携に努め、防災意識を高めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本町は、比較的災害の少ない地域ですが、自然災害等への備えとして、一部地域において自主防災組織への取組が行われています。今後は、地域自治組織の再編に合わせ、防災意識の向上へ向けた取組を行うことが必要です。
- 東日本大震災やゲリラ豪雨をはじめとする自然災害や、ますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民とが一体となって、「自助」「共助」「公助」の連携による総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要です。
- 消防・救急体制について、本町では常備消防業務を岡山市に委託し、消防出張所を開設して10年が経過しており、消防施設・設備の計画的な更新が必要となっています。
- 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たしている消防団ですが、近年団員数が減少傾向にあります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、町民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある町民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要です。このため、総合的な防災体制の確立と地域住民の防災意識向上のための取組を行います。

防災体制を充実するために、防災関係機関と地域住民とが一体となった体制づくりが必要です。その核となる消防施設・設備の整備充実、消防団活動の活性化に向けた取組を行います。

## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 防災体制の充実		
①総合的な防災体制の確立	○吉備中央町地域防災計画の見直しを、県地域防災計画等上位計画に合わせ、随時行います。 ○避難行動要支援者に配慮し、避難マニュアルの見直しを行います。	総務課
②自主防災組織の育成強化	○防災関係機関と地域住民が一体となって、「自助」「共助」「公助」の連携による総合的な防災体制を確立するため、自主防災組織の育成強化に取り組みます。	総務課
③地域住民の防災意識の向上	○防災情報を掲載したマップの作成等により地域住民等に災害危険を周知し、住民一人ひとりの防災意識の向上に努めます。	総務課
(2) 消防・救急体制の充実		
①消防施設・設備の整備充実	○岡山西消防署吉備中央出張所、ポンプ自動車、救急車など消防施設・設備の計画的な整備充実を図ります。常備消防・救急体制の充実強化並びに常備消防と非常備消防（消防団）との連携を強化し、安心・安全なまちづくりを推進します。	総務課
②消防団活動の活性化	○地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等消防団の活性化に努めます。また、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図ります。	総務課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	災害(風水害、地震、土砂災害、火災など)対策の満足度	33.7%	45.7%	57.7%	総務課
活動	消防・防災体制の充実 (自主防災組織の数)	1団体	12団体	24団体	総務課
	女性消防団員数	18人	30人	40人	総務課

## 施策3-6 交通安全・防犯体制の充実

### ■ 目指す姿 ■

事故や犯罪のない交通安全・地域防犯体制の充実を図り、安全な環境づくりを推進します。

### ■ 現状と課題 ■

- 本町では、近年の道路の整備により、高速化による交通事故の重大化が見られ、この対策が必要です。
- 交通安全の確保については、交通弱者といわれる年少者や高齢者の事故防止等、交通安全対策の強化に向けた取組が重要です。
- 本町では広報等による周知活動や交通安全団体等と連携し飲酒運転撲滅運動を強化していますが、違反者の撲滅にはつながっていない状況にあります。
- 飲酒運転は死亡事故などの重大な交通事故を引き起こす可能性を持っており、飲酒運転撲滅は重要課題となっています。
- 近年、犯罪については全国的に組織化・凶悪化する傾向にあります。まちづくりの基本である安全対策の充実を図るためには、防犯体制の強化、警察や関係団体等連携のもと、犯罪が起こりにくい環境を整えることが必要となっています。
- 防犯対策については、警察など関係機関との連携はもとより、地域一体となった防犯対策や夜道を安全に歩行できるよう生活道路への防犯灯の整備を進める必要があります。

### ■ 今後の取組方針 ■

警察等の関係団体と連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、事故や犯罪のない地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 交通安全のまちづくり		
①交通安全意識の高揚	○交通安全に対する意識の高揚を図るため、警察や交通安全協会等の関係機関と協力しながら街頭指導や交通安全教室を実施します。	住民課
②子どもの交通安全	○子どもの通学時等の安全を確保するため、学校や地域等と連携し、通学路の点検やボランティアなどによる街頭指導、自転車等のマナー指導の拡充を図ります。	住民課



施策	施策の内容	担当課
③交通安全施設の整備	○カーブミラーやガードレール、歩道などの交通安全施設の整備を計画的に行うとともに、信号機などの交通規制施設については、関係機関へ積極的に要請します。	住民課
④飲酒運転の撲滅	○飲酒運転を撲滅するためには、ドライバーはもちろん、家庭や職場、地域の協力を得ながら、個々のモラルに訴えていくことが最も効果的な運動であることから、警察や交通安全協会、関係機関と連携し、夜間の街頭指導や飲食店訪問等の広報活動を強化します。	住民課
(2) 犯罪のないまちづくり		
①地域ぐるみの防犯活動	○防犯体制の強化を図るため、警察や防犯協会等の関係団体との連携のもと、啓発活動の推進や犯罪のない地域社会を構築するため、自治組織等と連携し地域ぐるみの防犯活動を支援します。	住民課
②防犯灯の設置	○犯罪のない安全で安心して住めるまちづくりを進めるため、生活道路などに防犯灯を計画的に整備するとともに、自治組織で設置する防犯灯への支援を充実させます。	住民課
③防犯ネットワークの充実	○子どもを犯罪から守るため、「防犯ネットワーク」「子ども110番の家」への協力体制をさらに充実させるとともに、警察、学校、PTA等がより連携を深めるため、緊急連絡網を整備します。 ○関係機関と連携できる体制を整え、迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。	住民課

#### ■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	年間交通事故発生件数	292件	200件	150件	住民課
	自主防犯活動団体数	11団体	12団体	13団体	住民課
活動	交通安全教室の実施回数	2回/年	4回/年	6回/年	住民課
	自主防犯活動を行うことができると見込まれる団体に対する研修会の実施回数	0回	1回	2回	住民課

## 基本目標4. 魅力と活気のあるまち

### 施策4-1 農林業の振興

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

主要産業の担い手となる人材を育て、経営基盤を強化して、安定的な農業経営を確立するとともに、森林の保全を図ります。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- わが国の農業においては、国際的な競争力が求められ、農業を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、食料自給率の向上、消費者からの信頼の確保、地産地消や食育の展開、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足、また、これに伴う遊休農地の増加、農地の集積の停滞など、様々な課題に取り組む必要があります。
- 林業の現状は、町の森林の多くを占めるアカマツ林の松くい虫の被害や台風による倒木被害により、森林被害が進んでおり、計画的な森林整備が求められているものの、後継者不足や林業の採算性悪化等により、間伐や伐採後の植林等が適切に実施されていない状況です。
- 幹線農道の改良は概ね達成していますが、供用開始から数十年が経過し、保全に向けた改修が必要です。未整備区間については事業費が多額なため、効果の検討が必要です。ため池についても、老朽化が進み漏水等が発生しているため、農業用水の確保、防災の両面を考慮して計画的な整備が必要です。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

米の価格安定化を図るため主食用米から新規需要米にシフトし、米粉・飼料用米等の栽培を推進していきます。また、閉校した中学校の跡地を活用したパン製造販売業者を誘致し、米粉を使用したパンやスイーツの開発を行い、生産者、販売者、行政の三位一体の地域活性化プロジェクトを推進し、基幹産業の農業と併せて活性化を図ります。

他の特産品としてはピオーネ・ブルーベリー・野菜等の産地化が進められ、生産量は微量であるが毎年増加し、価格もある程度安定しています。しかしながらすべてが高値で売れるわけではなく、価格を安定させるために付加価値を付けた加工品の開発を進め生産者の所得向上を目指すとともに、ブランド化を図るため6次産業化に取り組めます。

環境にやさしい農業や地産地消など、安心・安全・新鮮な農畜産物を提供する魅力ある農業の実現は、消費者にとって生産者の顔が見え、安心して安全な農畜産物の獲得につながります。併せて、生産者にとっても流通コストの低減や少量多品目生産でも対応できるなどのメリットもあることから、生産者と消費者が連携を深めるとともに、堆肥等を活用した循環型農業により環境と調和のとれた低農薬農産物を栽培し、安

心・安全な付加価値のある農業生産の確保を図っていきます。

後継者・担い手不足を打開する手段として、集落営農組織や作業受託組織、農業生産法人などの育成を推進し、経営体制の強化に取り組み、農地及び地域を継続的に守っていただける体制づくりを推進していきます。

地産地消では、地域の食材を大切にし、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活の普及に向けて、学校給食の地元産食材使用を推進するなど、食育と連携した取組を進めていきます。

森林は水源のかん養など多面的な機能と人々へのやすらぎを与える機能も兼ね備え、地球環境の保全にも寄与していることから、森林の持つ公益的機能の維持に取り組む必要があります。

また、特用林産物のきのこ類は生活習慣病予防などに効果があるとされており、健康志向の高まりとともに食べる機会が増えてきて、市場販売の好調は続く事が予想されることから、きのこの栽培を推進するとともに、町内産のきのこことイノシシ肉などのセット販売により町の特産品のPRにつなげ農家所得の向上を目指します。

有害鳥獣による農林作物への被害は深刻度を増しており、農林業従事者の所得の減少、さらには、生産意欲の減退を招くなど重要な課題となっており、被害を軽減するための施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

基幹農道の改良については、長寿命化・耐震対策の整備を計画的に進め、また、未改良区間の整備については効果を検討し、補助事業等による整備計画を検討します。ため池については、防災や農業用水の確保のため改修工事、ハザードマップの作成による防災意識の向上を図っていきます。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 農業及び林業の振興		
①農業公社の充実	○農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業公社への農作業委託は、より増加するものと見込まれ、農作業の請負を効率的に行うための機械などの整備を支援するとともに、自助努力による運営に向けた支援を行います。	農林課
②集落営農組織などの育成	○高齢化、過疎化に伴い小規模農家の営農維持が困難になる中、経営指導の強化や農地の集積促進などにより、認定農業者などを中心とした大規模経営体の育成や集落営農の組織化及び法人化の促進など担い手の育成を図ります。また、経営開始後も岡山県と連携し、定期的に経理相談会等を開催し、事務処理等をサポートします。	農林課

施 策	施策の内容	担当課
③公共育成牧場跡地の再利用	○牧草地をピオーネ栽培ほ場に転換して生産団地を整備し、新規就農者や規模拡大農業者に貸与することで、有効利用とともに農業の担い手育成を図ります。	農林課
④農業生産・経営の安定化支援	○大豆などの産地化、生産拡大を促す対策とともに、米粉用米をはじめとする新規需要米の取組を推進しつつ、水田農業の経営安定を図る経営所得安定対策制度の活用を支援します。	農林課
⑤農業生産活動支援	○農業の多面的機能の維持のための地域活動や営農活動に対して支援します。 a. 多面的機能支払（地域の共同活動を支援） 活動地域の高齢化、過疎化の進行により保全管理が困難な地域において、多面的機能支払交付金を活用して農業従事者等が組織化を図り、地域との共同作業で農用地及び農業施設の維持管理に取り組むとともに、互いの親睦を図りつつ農業経営基盤の安定を支援します。 b. 中山間地域等直接支払（共同による農業生産活動を支援） 農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持するため、集落協定による共同での農用地の維持管理や農業生産活動などが継続できるように支援をします。 c. 環境保全型農業直接支払 化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、環境保全を重視した営農活動を推進します。	農林課
⑥農業施設の維持管理	○活動地域の高齢化、過疎化の進行により保全管理が困難であるため、多面的機能支払交付金を活用し、農業従事者等が組織化を図り、地域との共同作業で農用地周辺の農業用排水路、農道等の長寿命化及び農業施設の維持管理に取り組むとともに、互いの親睦を図りつつ農業経営基盤の安定化を目指します。	農林課
⑦農産物の生産向上及び高品質化の促進	○農業従事者の生産技術の向上を図るため、関係機関との連携のもと、指導・支援体制の強化を図ることで、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、他にない高品質な農産物のブランド化を目指します。	農林課

施 策	施策の内容	担当課
⑧循環型農業の推進	○堆肥投入による土づくりを行うことにより、化学肥料の低減等環境にやさしい循環型農業を推進します。また、「おかもま有機無農薬認証制度」等の制度について推奨周知し、支援します。	農林課
⑨エコファーマーの育成	○環境と調和のとれた持続性の高い農業生産を推進するために、持続的農業導入計画の作成を支援しエコファーマーの確保を図るとともに、制度の認知度向上に努めます。	農林課
⑩産地化の推進	○果樹の棚や野菜のハウス導入にかかる費用を助成し、園芸作物の生産振興並びに産地化を推進します。 ○良質な特産品を生産するため、関係機関との連携のもと、若年層に取り組みやすい農産物の研究、開発の取組を進めます。	農林課
⑪地産地消の推進	○魅力ある町内産農産物を町内でより一層消費することで、生産者と消費者を近づけ、農産物の安全性の向上、食育の推進、直売所の活性化につながる取組を吉備中央町地産地消推進協議会が主体となって推進します。	農林課
⑫学校給食への地元産食材の活用	○児童・生徒がより身近に町内産農産物の知識や食文化について、理解を深めるよう、また、生産者側の学校教育に対する理解と連携・協力関係を構築できるよう、教育委員会等関係機関と連携して取り組みます。また、安定的に食材供給ができるよう生産者やJAとの協力体制を図ります。	農林課
⑬新規就農者の育成	○新規就農者の育成 a. 新規就農者の確保 平成初年度より実施している農業実務研修制度を活用し、新規就農者の確保に努めます。 b. 農地情報の整備 農地中間管理事業制度を活用し、新規就農者等に貸付可能な農地情報を集め、今後、農業を行う人へ農地情報を提供します。 c. 農業経営者グループの活動推進 農業後継者や新規就農者等が所属する農業経営者グループ（岡山の中心で農を叫ぶ会）の活動を支援することで、農業技術に関する情報交換や共有、新規就農者の受け皿の構築を図ります。 d. 新たな作目での受入 現在、ピオーネ栽培希望者を積極的に受け入れています。新たな作目を選定し、より幅広く新規就農者を受け入れられるように努めます。	農林課



施策	施策の内容	担当課
⑭認定農業者の育成	○関係機関と連携して農業経営改善計画の作成を支援することにより、認定農業者の確保・育成を図ります。また、対象事業・制度の説明を行い、農業経営の安定化を支援します。	農林課
⑮6次産業化の推進	○加工場等の整備及び付加価値のある加工品を開発し販売することにより、6次化の体制整備を行います。また、販売ルートの開拓支援等により農業所得の向上を図ります。	農林課
⑯家畜ふん尿の堆肥化の推進	○家畜ふん尿の排泄物対策として、エコ堆肥センターで処理・製造された良質堆肥を農用地へ還元することにより、有機農業の基本となる環境に優しい土づくりを実現し、循環型農業の構築を目指します。	農林課
⑰有害鳥獣対策の実施	○猟友会駆除班・鳥獣被害対策実施隊と連携し、有害鳥獣の捕獲・駆除を引き続き行い、農作物の被害軽減に努めます。併せて、防護柵の設置や緩衝帯整備を推進し、被害の防除に努めます。	農林課
⑱松くい虫対策の実施	○枯損が加速した松林の伐倒駆除や樹種転換を推進し、山林の景観を守ります。また、保全が必要な公園などの松林は、樹幹注入などを計画的に実施します。	農林課
⑲林業の活性化	○森林の適正管理を行うため、施業の集約化を図り作業路網の整備を推進するとともに、森林資源の育成に取り組みます。	農林課
⑳山林景観の保全	○森林が持つ水源かん養や環境保全などの公益的機能を保持するため、荒廃した天然林の除伐や下刈りなどの作業を推進します。また、民家に近接する枯損した危険木除去を支援します。	農林課
(2) 農地の整備		
①幹線農道の改良	○農道については、橋梁などの緊急を要する施設から耐震化や保全対策事業を行っていきます。	建設課
②未整備区間の改良計画検討	○未整備区間については補助事業等を考えながら、改良計画を検討していきます。	建設課
③ため池の整備	○ため池については、ため池一斉点検による現状調査、また災害を想定した決壊時の氾濫解析等の結果を考慮し、地元調整を行いながら、緊急を要するものから改修工事を行うとともに、大規模なため池はハザードマップを作成し、地域住民の防災意識を高めていきます。	建設課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	農林業(担い手の育成、生産性の向上、農地の整備など)の振興に対する満足度	17.3%	20.0%	25.0%	農林課
活動	認定農業者数(累計)	99人	110人	120人	農林課
	新規就農者数(累計)	50人	62人	72人	農林課
	ピオーネ作付面積	39.7ha	42.5ha	46.0ha	農林課
	ブルーベリー作付面積	9ha	11ha	13ha	農林課
	黒大豆作付面積	127.9ha	160ha	180ha	農林課
	集落営農法人化組織数	5法人	7法人	9法人	農林課
	米粉用米出荷数量	82,680kg	150,000kg	200,000kg	農林課
	里山整備促進事業取組件数	0件	20件	30件	農林課





## 施策4-2 商工業・サービス業の振興

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

魅力ある産業環境づくりにより、商工業の活性化を図るとともに、雇用の場の確保に向け、町の特性に合った企業誘致を進めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 関係機関と連携し、企業立地セミナーや事業者訪問で吉備中央町の立地特性や各種補助制度を積極的にPRし、地域の活性化、若者の地元定着、雇用の場の確保のため、町内への企業の誘致に取り組む必要があります。
- 積極的なPR活動や企業立地促進奨励金の拡充などが、食品製造業の新工場建設や既存企業の工場増設につながっていますが、用地分譲済みの企業の撤退や大手企業の工場閉鎖、県南への新団地建設などもあり、厳しい状況が考えられます。そのため、既存企業への設備投資や空き工場活用に対する補助制度などの新たな施策も検討する必要があります。
- 若者の就労による転出を抑制するため、若者の希望に沿った幅広い企業の誘致が必要となっています。企業立地促進奨励金については、製造業、研究所、物流業などを対象としているため、幅広い職種を誘致するための施策が必要となっています。
- 顧客の町外流出を食い止めるため、商店街活性化事業に取り組んでいますが、歯止めを掛けるまでには至っていません。一方、商店経営者の高齢化や後継者不足による廃業の増加により、年々経営者数の減少が進む厳しい現状です。人口減少による顧客や販売量の低下、町外流出への対応が不可欠です。
- 地域資源を活用した特産品開発に取り組み、ブルーベリーやイノシシ革による新商品開発に取り組み、多品目の特産品をつくり、販路拡大（各種展示会、イベント出展）を図りましたが、目に見える効果は表れていない現状です。
- 縫製業などの地場産業は、経営者の高齢化、海外移転による受注減により、廃業が増えています。ものづくり補助金や6次産業化への取組を実践しましたが、効果は表れておらず、今後は、人材の育成や確保とともに、販路確保と価格安定維持への努力の必要性があります。
- 新規創業者への支援として、開業前経営、資金計画、労務管理、販路開拓などの相談事業を実施していますが、今後は、資金面も含め、町、商工会が連携したサポートが必要です。
- 平成27年度に創業支援事業計画の認定を受けたことにより、国の補助金や信用保証枠の設定等の支援策を活用できることになりました。今後は、地域における創業促進を目的として、行政、商工会、創業支援事業者と更なる連携をして施策を推進する必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

関係機関と連携し、企業立地セミナーや事業者訪問を行い、本町の立地特性や各種補助制度を積極的にPRし、若者の地元定着、雇用の場の確保のため、町内への多彩な企業の誘致に取り組み、活力あるまちづくりを推進します。

また、地域ニーズや町内商店を取り巻く環境の変化を踏まえ、町民が商店経営に求める機能に対応した取組を実践します。そのため、商工会をはじめとする町ぐるみによる連携を機軸とした取組を展開する必要があります。

地域資源を活かした取組を展開していくには、地域特産品として町全体での意識づけと町内への積極的なPR活動の実施が必要です。今後は、各商談会、展示会、イベントへ積極的に参加し、新たな販路拡大を図ります。

さらに、小規模事業者が持続的に発展するための施策、支援強化を図るために、町商工会など専門的支援に向けた支援機関との連携により、専門家派遣事業などを活用する必要があります。また、ものづくり、持続化、6次産業化事業への積極的取組により地場産業の安定化策及び、新たな地域経済を創造する取組を促進するため、創業者と伴走型支援実施について商工会との連携強化を図ります。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 企業誘致の推進		
①企業誘致の推進	○関係機関と連携し、企業立地セミナーや事業者訪問を行い、本町の立地特性や各種補助制度を積極的にPRし、地域の活性化、若者の地元定着、雇用の場の確保のため、町内への多彩な企業の誘致に取り組みます。	定住 促進課
(2) 商店経営の支援		
①中小商業活性化補助金制度による支援実施	○町商工会と連携し、町内商店経営の中長期的発展や商店の自立化を図る取組を支援します。そのため、地域の特色を活かしたイベントの実施や空き店舗の有効活用、買い物代行、宅配サービス等、町民が必要とする事業への本格的取組を促します。	協働 推進課
(3) 商業活性化への支援		
①特産品の認証	○各種団体と連携して、特産品認証制度への取組を行い、町のブランド化を促進します。	協働 推進課
②ブランドの確立と販路拡大	○ふるさと名物応援宣言事業などへの取組を展開し、町特産品を活用した新商品の開発に取り組み、町特産品をブランドとして確立し、新たな販路拡大を確保します。	協働 推進課

施策	施策の内容	担当課
(4) 地場産業の育成		
①地域産業への支援	○商工会との連携により、地域産業への支援に取り組みます。その中で、6次産業化を推進するため国の支援事業を有効に活用します。	協働推進課
(5) 新しい企業への支援		
①創業支援の実施	○産業競争力強化法に基づき、町は、商工会、金融機関等と連携を深め、ワンストップ窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング※1事業等の創業支援を着実に実施します。	協働推進課

※1 コワーキング：独立して起業している人が集まり、価値観を共有する参加者同士で話し合いをすることで、社交や懇親が図れる働き方を言います。相乗効果が期待されます。

### ■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	商工業(経営改善、企業誘致など)の振興に対する満足度	15.7%	23.5%	31.4%	定住促進課
活動	中小商業活性化補助金等の助成制度の周知活動強化回数(説明会・広報紙など)	0回/年	3回/年	5回/年	協働推進課
	特産品の認証及び町ブランドの確立を行い、販路拡大活動の実施回数	0回/年	4回/年	6回/年	協働推進課
	企業立地セミナー等でのPR回数	4回/年	6回/年	6回/年	定住促進課
	企業誘致件数	0件	2件	3件	定住促進課

## 施策4-3 観光・レクリエーションの振興

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取組を進めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- ふるさと夢体験バスツアーなどを通じて、まちの歴史、伝統文化や人の温もりを紹介しました。また、県内外への各種イベント出展により、多面的に町のPRを図っています。今後は、新規顧客の確保が必要です。
- 平成27年度より農家民宿展開事業に取り組んでおり、観光・体験・宿泊を一体とした新たな町のPRに向けて、早期に実現化する必要があります。
- 集客方法や資源の開発を図るとともに、わがまちならではの資源活用（作る、食べる、巡る、見る、遊ぶ、触れ合う）を基盤とした事業を展開しています。
- 各種イベント出展を通じて、町のPRを実施していますが、より多くの誘客増員につなげることはできていない現状です。
- 体験型メニューを取り入れた企画を追加し、誘客に努めた結果、誘客数は増加しましたが、受入農家への負担が多く、今後は協力団体等との意識の共有と体制の整備が必要です。
- 町外からの観光客の誘客促進を行うために、観光協会において9名の観光ボランティアガイドを養成し、町の全般的なPRに加えて、各地域の観光案内を行っています。観光ボランティアガイドの高齢化とともに、観光協会としての取組があまり実践されないことが課題となっています。
- 観光分野において、インバウンド（外国人による訪日観光）が注目され、その効果も日本製品の購買や観光から、自然や人とのふれあいにまで拡がりを見せています。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

新規顧客を確保するため、県内外からのバスツアー観光客に対して、新たな仕掛けと事業の新規展開を実施するほか、岡山駅前イベント等の各種事業を継続的に開催することにより、新規顧客の拡大に取り組みます。

また、農家民宿展開事業により、農家民宿の早期開業に向けた取組を実施、PRするとともに、教育旅行者を誘致し、交流滞在人口の増加や観光資源を活用した新たなビジネスモデルを構築し、自然型、農林業体験を組み合わせたテーマ・ストーリー性のある、町ならではの企画及び情報提供策を構築する必要があります。そのため、農家体験や自然体験をはじめとする田舎ならではの内容整備に加え、田舎人とのふれあい体験のメニュー化を図るとともに、地域との連携強化を促進します。

岡山県観光連盟が主催する研修会等に積極的に参加し、知識と技能の向上を図るとともに、観光ボランティアガイドの後継者確保・育成を推進します。

また、これまで町が取り組んできた国際交流のネットワークやノウハウ、町内事業者による海外からの多くの研修生の受け入れの経験、町内産の米粉がハラル認定を受けイスラム文化圏から注目が高まっていることなどを活かし、更なる交流の進展と併せ、インバウンド観光にチャレンジします。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 観光・交流資源の発掘・活用		
①新規顧客の確保	○新規顧客確保 a. 県外向けバスツアー企画の実施 隣接県をはじめ中四国地方や近畿地方を中心とした県外向けバスツアーの企画を実施し、新たな顧客の確保を図ります。 b. 農家民宿展開事業の早期開業 教育旅行者を機軸とした新たな来町者を積極的に誘致し、交流滞在人口の増加を図ります。	協働 推進課
②各種イベントの充実化	○岡山駅前イベント等の既存事業を継続的に開催するとともに、事業内容の充実化を図り、より効果的なPR活動を実施します。また、積極的に町外イベントへ継続参加し、町の周知を強化します。	協働 推進課
(2) 観光メニューの企画・PR活動の実施		
①独自の着地型・消費型観光の推進	○（作る、食べる、巡る、見る、遊ぶ、触れ合う）について、わが町特有の観光資源の再発掘と開発による磨き上げを行い、独自の着地型・消費型観光の推進を図ります。	協働 推進課
②観光サイトの充実化	○観光サイトの充実化により町の認知度や魅力度を高めます。	協働 推進課
③イベント出展等、計画の再構築	○イベント出展等、計画の再構築を図ります。	協働 推進課
④観光商品としての売り込み	○観光事業者（旅行代理店、バス旅行会社等）へ観光商品としての売込を積極的に展開します。	協働 推進課
⑤広域連携による観光メニューの開発	○近隣市町との広域連携による観光メニューの開発により、交流人口増加（地域間交流）を促進します。	協働 推進課



施策	施策の内容	担当課
(3) 体験型観光の推進		
①体験型観光メニューの再構築	○町の特質を活かした体験メニューの再構築により、更なる交流人口の増加を図るため、町の自然や歴史、伝統文化、産業など全般を通しての魅力あるメニューづくりに取り組みます。また、受入団体（農家）に対する負担低減を図りつつ、さらに協力体制を強固なものとしします。	協働 推進課
(4) 観光ボランティアの推進		
①充実した観光案内の実施	○観光協会事業の「ふるさと夢体験バスツアー」において、観光ボランティアガイドによる現地の案内や農業体験事業の実施、バスへ添乗しての町内のガイドを行うなど、観光ボランティア活動を推進します。	協働 推進課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	観光産業(観光資源の活用、PRなど)の振興に対する満足度	12.9%	14.2%	15.5%	協働 推進課
活動	入込観光客数	504,457人	550,000人	600,000人	協働 推進課
	観光ボランティア登録人数	9人	15人	20人	協働 推進課
	農家民宿の数	8か所	10か所	15か所	協働 推進課



## 施策4-4 雇用・勤労者対策の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

公共職業安定所や事業者と連携し、雇用の充実に図るとともに、勤労者福祉の充実に努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 公共職業安定所や事業者と連携し、求人情報の提供や告知放送などにより雇用の充実に努めています。
- 景気の回復や団塊の世代の退職、新たな企業の立地もあり、有効求人倍率は良い状況にありますが、少子高齢化の進展による労働人口の減少や若者の転出など、町内における労働力の確保が厳しい状況であり、若者などの地元就職や町外からの就職を促すための取組が必要となっています。
- 中国労働金庫と勤労者融資預託金の契約を締結し、本町在住の勤労者に対して、一時的な生活資金として融資し、生活の安定を図っています。
- 勤労者融資貸出金については、貸出限度額まで余裕があるため、活用を推進するための制度の周知を図る必要があります。
- 行政懇談会、誘致企業との情報交換会などを開催し、企業の要望や行政施策を相互に共有し、連携を深めています。
- 地域の人口減少や経営者の高齢化、後継者不足による企業体質の弱化などが課題となっています。
- 労働関係法令遵守の指導として、職場環境づくりの改善啓発や循環健康診断（商工会）などを実施しましたが、法令遵守の徹底までは図れていない現状です。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

公共職業安定所や他市町村、事業者と連携し、情報交換会や合同就職相談会、新規学卒就職者激励会、雇用情報の提供を実施し、若者などの地元就職や都市部からの就職を促進し、地域への定着に取り組みます。

また、勤労者融資預託金については中国労働金庫と提携し、制度の周知を図り、勤労者の生活の安定に取り組みます。

企業の継続的発展を支援するための経営発達支援計画（商工会）による支援強化を行います。

町・商工会連携による最低賃金の周知徹底、労働法制に係る事項の周知、啓発や労働相談の開催、法改正に伴う説明会等に取り組み、地域密着型のきめ細かな活動を展開します。



## ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 勤労者福祉の充実		
①勤労者融資の実施	○中国労働金庫と連携し、制度の周知を図るとともに、勤労者の生活安定のため、基準に基づき生活資金を融資します。	定住 促進課
(2) 雇用対策の推進		
①雇用の促進	○公共職業安定所や他市町村、事業者と連携し、情報交換会や合同就職相談会、新規学卒就職者激励会を実施し、若者などの地元就職や都市部からの就職を促進し、地域への定着に取り組めます。	定住 促進課
②雇用情報の提供	○公共職業安定所や関係機関、事業者と連携し、U・Iターン者や新卒者などへの雇用情報の提供を行います。 ○町ホームページへ公共職業安定所の求人情報検索や岡山県企業人材確保支援センターへのリンクを掲載するなど、求人情報の提供に努め、雇用機会の創出を図ります。	定住 促進課
(3) 企業との連携		
①伴走型による計画策定及び事業実施	○県、商工会等と連携を密にした新規就労者の拡大、企業誘致による就労機会の確保、町の環境を活かした企業の創出と地場企業の経営力の向上等を持続的に支援し、伴走型による計画策定及び事業実施を行います。	協働 推進課
(4) 労働関係法令遵守の指導		
①関係機関との実務的連携強化	○各種法令（労働安全衛生法・最低賃金法・労働災害補償法・雇用保険法・男女雇用機会均等法）の遵守について、町、商工会、関係機関との実務的連携強化を図ります。	協働 推進課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	企業との連携強化(計画策定等)に対する満足度	10%	15%	25%	協働推進課
	移住・定住者数(累計)	50組 108人	96組 208人	142組 308人	定住促進課
	町内事業所への就職者数	61人	301人 (累計)	601人 (累計)	定住促進課
活動	事業者との情報交換回数	0回/年	4回/年	6回/年	協働推進課
	高等学校・関係機関等への町内企業情報の提供件数	26件	28件	28件	定住促進課
	就職者激励会等の開催回数	0回	2回	2回	定住促進課



## 施策4-5 消費者対策の充実

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町民が消費トラブルや犯罪に巻き込まれることなく、安全・安心な消費生活を送ることができるよう努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 近年、様々な手口の詐欺、悪徳商法の被害が多発しており、本町でも被害に遭われた人からの相談が多数寄せられています。
- 手口も巧妙化し、周りの家族のみならず、本人が詐欺や悪徳商法の被害に遭ったことに気づかなかつたなどの事例も出てきています。特に高齢者は、周りに相談せず、一人でトラブルを抱え込んで、被害が長期化、高額化する傾向にあります。
- トラブルを未然に防ぐために、啓発と消費者教育により、自分で被害に遭わないよう知識を身につけることが重要であり、万が一被害に遭った場合に備えて、相談窓口を整備・充実することが必要です。
- 相談を受ける相談員の法的な知識の習得や、巧妙化する詐欺や悪徳商法の手口に関する知識の強化が求められます。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

相談体制の空白地域の解消を図るため、消費生活相談窓口と出前講座を充実します。また、相談体制の質の向上を図るため、国民生活センターの研修に参加させることで消費生活相談員のレベルアップを図るとともに、新しい相談員の養成も進めていきます。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 消費生活相談窓口と出前講座の充実		
①消費生活相談体制の維持・強化	○地域の身近な窓口である消費生活として、消費生活相談体制を維持・強化していきます。	住民課
②悪徳商法被害の防止啓発事業の強化	○高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした啓発事業を強化します。	住民課
③消費者被害未然防止事業等の実施	○消費者教育に重点的に力を入れ、より効果的な消費者被害未然防止事業等を実施します。	住民課
④町消費生活問題研究協議会の活動の充実	○町消費生活問題研究協議会での活動を充実させていきます。	住民課
⑤出前講座等啓発活動の充実	○交通手段を持たない高齢者が増える中、公民館や地域集会所へ出かけての	住民課

施策	施策の内容	担当課
	啓発活動を充実します。	
(2) 相談体制の質の向上		
①消費生活相談体制の整備	○消費生活相談体制については、交付金等活用期間を経過した事業から順次自主財源化を目指し、継続が可能な体制を目指します。	住民課

■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	消費者被害相談件数	22件	18件	15件	住民課
活動	消費生活相談会、出前講座の開催回数	31回	36回	40件	住民課



## 基本目標5. 快適な暮らしのまち

### 施策5-1 環境施策の総合的推進

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

自然とともに、安心して快適に暮らせる町を目指し、山や川などの環境の保全に努めます。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 町内に生息する希少野生動植物の生息地を行政・町民・事業者が一体となり、保護することで生物多様性の保全に努めています。
- 条例の制定により保護活動に参加、協力する町民も増加傾向の中、案内所も設置されるなど、町民の意識に変化が現れています。今後、更なる保護意識の高揚、PR活動を充実していく必要があります。
- 地域により保護に対する温度差があり、活動の輪を広げるとともに、保護・保全の進め方について、さらに研修・調査を行っていく必要があります。
- 環境衛生協議会などと協力して不法投棄の巡視パトロールや啓発活動を地道に行っていますが、ごみの不法投棄などが減らない状況が続いています。
- 地域で一斉清掃などの清掃活動を行っていますが、地域で取組内容や頻度について、格差がある状況です。
- ボランティアが回収したごみは分別が行き届いていないため、その分別と収集が課題となっています。
- 火葬場については、年々利用者が増加する中、施設は老朽化が進んでいる状況です。
- 墓地については、下加茂霊園、吉川吉備高原霊園を整備していますが、下加茂霊園については既に完売しており、個人での新設墓地の確保が困難な状況にあります。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

保護活動関係団体と連携を図りながら、将来を見据えた計画的な保護活動及び保全活動を推進していきます。

不法投棄の巡視パトロールの強化と、啓発活動の強化を図ります。

一斉清掃の活動内容や時期などを関係団体と協議しながら適切な時期や内容に改めていきます。また、地域で活動内容に格差が出ないように取組内容を検討していきます。

火葬場については、現在の施設の計画的な改修等を行い、適切に管理を行いながら長寿命化を図ります。

墓地については、需要動向を適切に見ながら新たな墓地の整備等を検討していきます。

## ■ 主要な施策 ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 保護活動		
①生物多様性の保全の継続	○町内の希少な野生生物について、保護・採取の禁止や生息地の保護など独自の保護対策を町民・保護活動団体・地域とともに継続して行い、生物多様性の保全に努めます。	協働 推進課
(2) 広報活動		
①保護活動の推進	○町内の希少野生生物ブッポウソウ・ニホンメダカについて、保護活動を広くPRするため、パンフレットを作成し、さらなる町民参加の推進を図ります。	協働 推進課
(3) 環境保全意識の高揚		
①環境教育・環境学習の推進	○環境保全に関わる広報・啓発活動や関係機関と連携した環境教育・環境学習を推進し、住民の環境保全意識の高揚に努めます。また、環境保全活動を支援するなど環境保全にも努めます。	住民課
(4) 環境美化活動の推進		
①環境美化活動の支援	○河川・道路の清掃活動など、各地域や団体で取り組む環境美化活動を支援します。	住民課
(5) 公害・不法投棄の防止		
①監視体制の研究、広報などによる啓発	○悪臭や水質汚濁、騒音、振動などへの指導・規制や監視体制の研究、広報などによる啓発を行います。	住民課
②不法投棄の防止	○パトロールの強化や看板・幟旗設置等により不法投棄防止を呼びかけるとともに、関係機関と連携を図り、不法投棄は絶対に許さないという厳しい姿勢で対処します。	住民課



## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全に対する満足度	63.3%	70.0%	75.0%	協働推進課
	町民による自主的な環境美化活動の回数	15回	18回	20回	住民課
	不法投棄物回収回数	18回	15回	10回	住民課
活動	希少野生生物(ブッポウソウ・ニホンメダカ)の保護地域数	17か所	20か所	23か所	協働推進課
	環境美化活動啓発回数	6回	8回	10回	住民課
	不法投棄防止パトロール回数	20回	25回	30回	住民課





## 施策5-2 循環型社会の構築

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

資源循環型社会の確立に向け、ごみの排出抑制や資源化率の向上、環境美化等を推進します。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 生活様式の変化に伴い廃棄物が増加・多様化し、リサイクルの義務化など廃棄物を取り巻く状況は変化してきており、改めて資源循環型社会の構築の必要性が問われています。
- 本町のごみやし尿など一般廃棄物については一部を除き、高梁地域事務組合において処理されており、ごみの分別の徹底と再資源化の普及、減量化の啓発を行っていますが、正しい分別ができていない地域も多く、また、ごみの減量化への取組も未だ少ない状況です。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

広域的な連携のもと、効率的なごみ処理体制の強化を図ります。  
 ごみの適切な分別の徹底とリサイクルを強力的に推進します。  
 一般家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、減量化と循環化を推進します。  
 ごみの減量化の取組を関連団体と協力しながら推進していきます。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) ごみの減量化の推進		
①ごみ減量化協力団体報奨金の交付	○町が推進するごみ減量化のため、自主的に資源回収を実施するPTA、子ども会、町内会等の団体に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用を図ります。	住民課
②生ごみ処理容器（機器）設置助成	○一般家庭から排出される生ごみを処理するための容器及び機器を設置する者に対し、設置費を助成し、排出される生ごみの再利用を図り、併せてごみの減量化を促進します。	住民課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	ごみ処理施設への投入処理量	2,805 t	2,750 t	2,700 t	住民課
活動	ごみ減量化協力団体による活動回数	26回	28回	30回	住民課
	生ごみ処理器設置助成数	21基	25基	30基	住民課



### 施策5-3 上・下水道の整備

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

良質な水を安定供給し、快適な水環境を確保します。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 上水道・簡易水道の事業統合に向けて資産調査を行うとともに、町全域の老朽施設や管について整備を行っています。今後も水の安定した供給に向けて、引き続き計画的な改良を進めていく必要があります。
- 本町における汚水処理整備率は、58.8%（公共下水道 12.2%、農業集落排水 8.8%、合併浄化槽 37.8%）で、県内で最下位の整備率となっていることから、更なる普及促進を図る必要があります。
- 集合処理施設（公共下水道：1箇所、農業集落排水：3箇所）の老朽化が進んでいることから、今後、各施設の延命化を図り、安定した汚水処理に努める必要があります。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

上水道・簡易水道を事業統合することにより、管理の一元化や事務経費等のコストダウンをするように努めていきます。

緊急時のために各施設間の連絡管を設置し、より安定した水道水の供給を行えるように改良していきます。

老朽化した施設や管の改良計画に基づき、引き続き改良工事を行っていきます。

集合処理施設及び合併浄化槽の普及促進に努め、汚水処理整備率の向上を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

各集合処理施設における改築・更新、機能保全事業を実施し、施設の長寿命化・延命化を図り、安定した汚水処理に努めます。

#### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 事業統合		
①上水道・簡易水道の事業統合	○平成29年度より上水道・簡易水道の事業統合を行います。	水道課
(2) 管理一元化及び事務経費等の削減		
①管理の一元化及び事務経費等の削減	○事業統合することによる管理の一元化と事務経費等の削減を図ります。	水道課

施策	施策の内容	担当課
(3) 安定した水の供給		
①各施設間の連絡管の整備	○緊急時に安定した水が供給できるよう各施設間の連絡管を整備していきます。	水道課
②老朽化した施設や管の改良	○老朽化した施設や管の改良工事を行っていきます。	水道課
(4) 汚水処理整備率の向上		
①事業着手及び合併処理浄化槽の普及促進	○「クリーンライフ100構想」の見直しを踏まえ、集合処理施設及び合併処理浄化槽の更なる普及促進に努めます。	水道課
(5) 安定した汚水処理		
①施設の長寿命化・延命化	○老朽化が進む施設の長寿命化・延命化を図るため、公共下水道施設の機械設備の更新工事に平成30年度から、農業集落排水施設については、平成32年度から機能保全事業に着手し、安定した汚水処理に努めます。	水道課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	上水道(安全・安心な水の安定供給など)の整備に対する満足度	68.1%	70.0%	75.0%	水道課
	下水道(生活排水処理、合併処理浄化槽など)の整備に対する満足度	46.6%	53.0%	60.0%	水道課
活動	水道管路事故件数の削減(年間発生件数)	13件	7件	0件	水道課
	水道普及率	96.1%	96.6%	97.1%	水道課
	汚水処理整備率	58.8%	65.7%	72.4%	水道課
	施設の長寿命化対策の達成率	10.0%	40.0%	90.0%	水度課

## 施策5-4 公園・緑地の整備

### ■ 目指す姿 ■

町民や来訪者が憩える公園・緑地の整備・維持に努めます。

### ■ 現状と課題 ■

○管理運営については、各施設とも老朽化しており管理や修繕に苦慮しています。利用の少ない地区公園の管理は、困難な状況になっています。

過疎化が進み、一部の公園では利用者も減り、また、管理も困難となってきました。老朽化等による大規模な施設修繕が課題となっています。

### ■ 今後の取組方針 ■

公園・緑地の良好な維持・管理に努めます。

### ■ 主要な施策 ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 公園等管理と充実		
①公園・緑地の管理運営	○地域住民との共同による公園・緑地の管理運営を推進します。	建設課
②公園等を活かした交流の促進	○公園等の施設を適切に管理し、自然豊かな溪流美と豊かな紅葉樹を活かし、都市との交流を促進し、地域の活性化を図ります。	建設課 吉備高原都市事務所
③遊び場・憩いの場としての公園等の整備	○子供の遊び場、町民の憩いの場として活用するため、公園等の充実を図ります。	建設課 子育て推進課

### ■ 主要な目標指標 ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	公園等(身近な公園・広場・緑地など)の充実度	26.5%	40.0%	50.0%	建設課 子育て推進課 吉備高原都市事務所
活動	公園来場者数(吉備中央公園・鳴滝森林公園)	28,276人	30,700人	34,000人	建設課 吉備高原都市事務所

## 施策5-5 景観の保全・整備

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町特有の景観の保全や自然とふれあえる町の景観形成に努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 国土利用計画法、都市計画法等において、地域全体の住みやすさや自然環境との調和を考え、適正利用することとなっています。それを踏まえ、本町では条例により、1,000㎡以上10,000㎡未満の造成等による形質変更や、300㎡以上の建物の設置について、関係者からの意見聴取を行い、生活環境、自然環境の保全に努めています。
- 一定面積を超えた大規模な土地取引についても、届出の提出の推進により、早期の段階から計画に従った適正な土地利用を推進していく必要があります。
- 吉備高原都市計画区域内には景観を保全するため、景観モデル行為地区や風致地区の指定区域を定めていますが、指定区域は吉備高原都市計画区域の一部区域であり、区域を広めて景観形成を行う必要があります。
- 近年、空き家が増加しており、適切な管理が行われていない建物、また、敷地においても雑木等により著しく景観を損なっているなど、そのまま放置すれば衛生上有害であり、周辺生活環境の保全が図れない状態となっているものが多く見受けられます。適切な管理が行われていない家屋等については、行政が中心となり指導していく必要があります。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

広報紙やホームページ、告知放送などあらゆる広報媒体を活用し、国土利用計画法の内容を周知することにより、監視の目を増やし、無断開発、無断大規模土地取引の抑制を図ります。また、自然豊かな郷土景観への配慮と魅力ある都市の景観形成を推進します。



■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 土地の有効利用		
①土地利用調整会議の開催	○開発の届出に対し、土地利用調整会議で意見聴取、審査を行い、適正な国土利用を推進します。	企画課
②地域は自分たちで守る機運の定着	○各種広報媒体を用い、国土利用計画法（開発行為・大規模土地取引）の内容を周知徹底することで、町民の監視協力を得て、無断開発、無秩序な土地利用から地域の土地を守るよう努めます。	企画課
(2) 都市景観の保全		
①都市景観の保全	○建築物の新築や増改築、樹木の伐採等に一定の制限、規制を課すとともに、都市内の町有地、緑地帯、歩道、公園等の草刈りや枯れ松等の伐採を行い、都市景観の保全に努めます。	吉備高原 都市事務所

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	景観(街並み、自然・農地の風景など)の美しさに対する満足度	64.9%	70.0%	75.0%	企画課 吉備高原 都市事務所
	土地利用(都市的と自然的利用)の調和度	17.0%	19.0%	23.0%	企画課 吉備高原 都市事務所
活動	危険家屋の適正管理の指導	未実施	管理指導 実施・継続	管理指導 継続	住民課 吉備高原 都市事務所



## 基本目標6. 協働で歩むまち

### 施策6-1 協働のまちづくりの推進

#### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域における課題解決のため、町民主体のまちづくりを目指します。

#### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 各地区において様々なコミュニティ活動が行われ、自分たちの地区（まち）は自分たちでつくるという意識を持ち、活発な活動を行っている地区があります。
- 今後は全地区において、町民主体のコミュニティ活動が展開されるよう町民意識の高揚を図り、町民相互に協力できる体制づくりが必要となります。
- 協働のまちづくりの推進に向けて、各種計画や条例などの策定過程において、委員の一般公募や意見聴取会の開催、町民アンケート、パブリックコメントなどにより、広く町民からの意見の収集に努めていますが、委員の公募数やコメント数が極めて少ない状況です。
- 町民と行政がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、地域で抱える問題の解決に向けて、町民と行政の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

#### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

地域でのつながりが希薄になってきている現在において、今後まちづくりを進めていくために、地域やまちづくりに対して町民と行政が課題を共有し、より良いパートナーシップを築き、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、課題解決に取り組んでいきます。

広報紙やホームページ、告知放送などあらゆる媒体を活用して、協働のまちづくりの重要性を説き、委員公募等への参画やパブリックコメントの定着化を図ります。

町民一人ひとりの満足度を高めていくためには、行政だけではなく、町民や行政がそれぞれの役割や責任を分担しながら、地域で抱える問題解決に向け、協働によるまちづくりを推進していきます。

## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施 策	施策の内容	担当課
(1) 自治組織再編によるまちづくり		
①自治組織の再編の支援	○身近な地域単位で課題解決に取り組めるよう、防災、福祉、環境等様々な分野でコミュニティ活動が行える自治組織の再編を支援します。	総務課
(2) 協働のまちづくりの推進		
①委員の公募や意見聴取会の開催	○各種計画や条例などの策定過程において、委員の一般公募や意見聴取会を開催し、広く町民の意見を募り、みんなで作るまちづくりを推進します。	企画課
②パブリックコメントの定着	○パブリックコメントの普及を図り、幅広い世代からコメントの収集ができるように努めます。	企画課
(3) 協働ですすめるまちづくり		
①地域と行政との協働のまちづくり	○地域と行政との協働のまちづくりについて、地域に根差した協働による活動につなげるため、地域活動団体との連携に努め、活動の活性化を図ります。	協働推進課
②協働でひらく新たなまちづくり実践事業	○現在実施している、協働でひらく新たなまちづくり実践事業の内容を精査しながら、継続的に支援を行うとともに、新規提案事業においては審査制度の確立を行うことで、協働のまちづくりにふさわしい取組や先駆的事业への取組を推進します。	協働推進課
③まちづくりに関する人材育成	○まちづくりに必要な人材の育成や組織を強固にするため、地域における団体の連携に努め、活動の活性化を図ります。現在の地域づくり団体連絡協議会における活動を中心に協働事業への参画を推進するよう努めます。	協働推進課

## ■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	住民参加(広報・広聴活動、参加機会)の充実度	27.2%	40.0%	60.0%	企画課 協働 推進課
	自治会活動(町内会活動)の充実度	28.5%	40.0%	60.0%	総務課
	町民提案型のまちづくり事業の増加(協働でひらく新たなまちづくり補助金申請団体数)	8団体	10団体	15団体	協働 推進課
活動	協働のまちづくり補助金制度の啓発活動の強化(説明会・広報紙など)回数	1回/年	2回以上/年	2回以上/年	協働 推進課
	自治組織等との意見交換会の回数	1回/年	2回以上/年	2回以上/年	総務課

## 施策6-2 コミュニティ活動・交流活動の育成

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

魅力あるコミュニティの形成に向け、地域活動の充実と活性化を図ります。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- まちづくりの原点である、地域コミュニティで行う各種行事や祭礼が、過疎高齢化の進行によって全国的に維持することが困難になりつつあります。このことは、本町においても例外ではなく、長きにわたり地域の活性化を担ってきた地域づくり団体も担い手不足により、活動を休止する事例もあります。
- コミュニティ活動を通じた地域力の維持・増進のために、コミュニティ意識の向上や新たな担い手の参画、活動拠点施設の利用促進が必要となっています。
- 中国淮安市との中学生訪問団の相互派遣や、沖縄県恩納村、全国へそのまちサミット参加市町村との交流を通じて、海外や他地域の文化や風習に触れ、国際感覚の優れた人材を育成するとともに、自らの地域と比較し、自らの地域の良さや他地域を学ぶ機会となっています。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

町民自らによる地域課題の解決や、ともに支え合い助け合う地域づくりに向け、コミュニティ意識の啓発とともに、新たな担い手参画を推進します。

現在の交流を維持して、様々な文化に触れることで、国際性豊かな人材の育成に努めるとともに、人的・文化交流で築いた成果をもとに、経済交流を推進します。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) コミュニティ活動		
①コミュニティ意識の醸成と新規担い手の参加の促進	○コミュニティ活動の維持と活性化のため、コミュニティ活動の重要性を広報するとともに、新規担い手の参加を促進します。	協働推進課
②コミュニティ活動による協働の推進	○吉備中央町地域づくり団体連絡協議会をはじめとした、各種コミュニティ団体との協働を推進するとともに、コミュニティ団体同士やボランティア、NPO団体が連携できる環境づくりを推進します。	協働推進課
③活動拠点施設の充実	○コミュニティ活動や地域づくり活動、文化活動の拠点として、気軽に集まり利用することができるよう、利用促進と適正な維持管理を行います。	協働推進課

施策	施策の内容	担当課
(2) 交流活動		
①地域間交流活動の推進	○地域間交流として沖縄県恩納村との交流では、人的交流、特産品交流を行いながら、産業文化及び教育の振興を図るとともに、まちづくりの情報交換を行い、活力と魅力あるまちづくりを推進します。	協働 推進課
②全国へそのまちサミット加盟団体との交流	○全国へそのまち協議会の一員として加盟団体と交流を図りながら、活力と魅力ある地域づくりを推進します。加盟団体が全国各地にあることから、災害時には食料品や医薬物資の提供、応急対策、復旧活動への職員派遣などで相互協力します。	協働 推進課
③国際交流の推進	○中国江蘇省淮安市淮安区との中学生相互派遣交流では、中学校が1校となり、研修事業の体験を下級生に伝承していくことができます。中国の社会、経済、文化体験を通して国際感覚豊かな人材を育成します。	協働 推進課
④多文化共生の推進	○近隣大学等と連携を図りながら、大学等への留学生のホームステイや民泊を受入、幼少期から外国の文化などに触れることにより国際感覚を養う機会とします。	協働 推進課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	地域間交流参加によるリーダーの育成により新たな地域づくり団体等の拡充(地域づくり団体数)	24 団体	25 団体	26 団体	協働 推進課
活動	国内友好交流市町村の数	8 か所	10 か所	12 か所	協働 推進課
	国外友好交流都市の数	1 か国	2 か国	3 か国	協働 推進課
	外国人留学生の受入人数	0 人	50 人	100 人	協働 推進課

## 施策6-3 男女共同参画・人権尊重社会の形成

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

人権感覚の育成のために人権教育・啓発を効果的・継続的に推進します。また、男女が互いに個性と能力を発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向けて意識づくりや環境づくりを進めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 本町では、男女共同参画基本計画に基づき、各担当課で各種事業を進めています。しかしながら、未だ固定的性別を前提とした社会制度や慣行が行われているのが現状です。このような現状を改善していくためには、社会全体（地域、学校、家庭、行政）が共同参画しながら教育学習の機会の充実を図ることが必要とされています。また、女性の社会進出が多くなってきた今、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男女ともに働きやすい環境を形成していくことが重要となってきます。
- 各種委員会などへの女性の登用率が未だ低いため、より一層の登用を図ることが重要とされます。
- 町民だれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、自己的人権と同じように他人の人権を認め合っていくことが大切です。本町では、このような社会の実現を目指すために、人権教育全体計画・人権教育基本方針を策定し、各担当課で各種の事業を積極的に推進しているところです。しかしながら、人権をめぐるには、様々な偏見や差別、虐待やいじめ、インターネット上の人権侵害、男女の不平等など様々な人権課題があると思われます。これらの人権課題を解決するために、人権感覚の育成、人権啓発のより一層の推進を図ることが必要です。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

地域や学校等と連携を図り、人権感覚の育成をより一層推進し、男女共同参画への意識の高揚やワーク・ライフ・バランスの実現に対応したまちづくり、人権尊重を基調としたまちづくりを目指します。

### ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 男女共同参画の推進		
①男女共同参画の意識の高揚	○男女共同参画の意識の高揚を図るため、学校、公民館等と連携し、地域で男女共同参画について学ぶ機会を設けるなど啓発活動等を継続して実施します。	協働推進課
②ワーク・ライフ・バランスの状況の調査	○町内企業におけるワーク・ライフ・バランスの実態を調査し、家庭、職場で	協働推進課

施 策	施策の内容	担当課
	どのような環境にあるか、今後どのような対策を推進していくか調査・研究します。	
③女性の登用への働きかけ	○行政（各種委員）において、未だ女性の登用率が低いため、より一層の女性の登用に努めるよう、庁内組織への働きかけを行います。	協働 推進課
(2) 人権教育の推進		
①人権教育推進委員会の充実	○研修を通じて町全体の人権教育の推進状況を評価し、取組課題を明確化することで、より一層の充実に努めます。	教育 委員会
②人権教育講座の充実	○講師の選定や内容、方法等を工夫し、町民の参加を積極的に促し、人権啓発活動を充実します。	教育 委員会
③人権教育関係機関の連携	○学校や公民館、地域と連携し、人権を尊重する環境づくりを基盤としながら、人権に関する知的理解を深め人権感覚の育成を図ることや自立支援を行うことを目指します。	教育 委員会

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指 標 名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	人権尊重・男女共同参画(啓発、教育)の充実度	22.8%	25.0%	27.0%	協働 推進課  教育 委員会
活動	審議会などにおける女性委員登用率	26.2%	28.0%	30.0%	協働 推進課



## 施策6-4 自治体経営の推進

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

町民に信頼される行財政運営を進め、その効率化に取り組みながら行政サービスの向上に努めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 地方分権の進展とともに更なる町民サービスの向上が求められており、職員には、自ら考え行動できる能力が必要となっています。本町においては、退職による職員構成の変動が著しく、職位に応じた必要な知識や技能を引き継ぐ組織づくりが求められています。
- 厳しい財政状況の中で自治体のもてる資源である「人材」をいかに育て活かすかが問われており、組織として次の世代を育てていくことが重要となっています。町民サービスの向上に資する有能な職員集団を形成するためには、「職員一人ひとりの成長」と「組織力の向上」を図るための人事施策を計画的かつ継続して取り組むことが必要です。
- 合併後の10年間で、合併推進債・合併特例債などの有利な地方債を活用し、消防防災設備、全町告知放送設備、図書館、統合中学校の整備等を積極的に行うとともに、町民の一体感の醸成と協働のまちづくり意識の高揚に取り組んできました。
- 高齢化の進展と人口の減少に歯止めはかからず、税収は今後緩やかに減少していくことが見込まれ、また町の財源の中で最も大きなウエイトを占める地方交付税は合併後10年を経過したことにより、特例措置が廃止され、今後段階的に削減されます。一方で社会保障費、公共施設等の維持補修費は今後大きく増加することが見込まれるため、益々厳しい財政運営を強いられることは確実です。
- 町総合計画、地方創生総合戦略等、まちづくりの指針となる計画に基づき諸々の施策を実施していく中で、特に人口増加、若者の定住、子育ての分野については積極的な展開が求められています。優先度・緊急性に基づく事業の選択、施策の重点化を強力に進めるとともに、PDCAサイクル※<sub>1</sub>の強化により事務事業の効率化を一層進めなければなりません。
- 納税者にとって、町税等の公正で適正な課税に対する意識は高く、これに合わせて、滞納者のいわゆる「逃げ得」に対して、行政がどのように対処しているかとの町民の目は一層厳しくなると考えられます。一方、町外相続者の町内に有する固定資産への愛着は近年薄くなる傾向があり、相続放棄や納税意識の低下につながっているため、滞納者増加の大きな要因となることが懸念されています。
- これまでの一部事務組合による共同処理事業に加え、広域的な課題解決や広域連携によるまちづくりが必要となっています。
- 第2次行財政改革大綱・実施計画の策定に取り組む必要があります。また、行政評価システムを導入しての事務事業や補助金の評価、更には施策の評価は、ここ数年、

実施を見送っていましたが、平成27年度から補助金の評価を行っています。

○町の財政は、町村合併による普通交付税の特例加算などの措置も終わり、厳しさを増す中、新たに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる施策への取組が必要となり、新たな財源確保が求められます。

※1 PDCAサイクル：業務活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan(計画)→Do(実行)  
→Check(評価)→Act(改善)の4段階の活動を繰り返すことにより業務を継続的に改善していく手法

## ■ 今後の取組方針 ■

「ひと」を育てる職場風土の醸成に向け、職員に人材育成への意識の高揚を図るとともに、チームワークのよい職場づくりを推進します。

限られた財源を効率的に活用するため、徹底的な節減と合理化を図ります。

財政状況の分析や公表を積極的に行うとともに、行政評価と連携して事業の重点化、効率化を図りながら健全な財政運営を推進します。

課税基礎情報の二重チェック体制化により人的ミス防止を図り、税情報の調査・照会を幅広く行い、公平で適正な課税を推進します。これに合わせて、納税者の納税義務の再認識を図り、納税意識向上に努め、滞納者に対しては、毅然とした対応ができるよう「組織として統一された徴収体制」を構築し、収納率向上を図ります。

一部事務組合による共同処理の充実を図るとともに、地域医療や公共交通、広域観光など広域での課題解決のため岡山市を中心とする岡山都市圏連携協議会に加わり、連携して活力と魅力ある地域づくりに取り組みます。

効果的な行政運営を行うため、新たな行政評価システムを構築し、評価の実施、改善により、事業効果と事業効率の向上に取り組みます。

自主財源確保として取り組む「ふるさと納税」、「太陽光発電（再生可能エネルギー）」について、今後とも適正な管理と運営を目指し、自主財源の確保に努めます。

## ■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) ひとを育て、つながる職場づくりの推進		
①人材育成の意識の高揚	○自己の能力を高める研修の充実と職場での経験から得る学びを大切に、「職場で育てる」という意識の高揚を図ります。	総務課
②人事評価制度を活用した人材育成	○人事評価制度を活用し、自らの業務に対する行動や成果を振り返ることで自身の改善と組織の向上を図ります。 ○人事評価結果の適正な反映に努めます。	総務課
(2) 健全な財政運営の推進		
①事業の選択と重点化の推進	○町総合計画、地方創生総合戦略等諸計画に基づき事業展開を図ることはもとより、緊急度、優先度を厳しく点検し事務事業の選択、重点化を強力に進めます。また、PDCAサイクルによる事業の見直しや改革を進めます。	総務課
②計画の策定と財政状況の公表	○財政運営適正化計画を策定し、財政状況の分析を的確に行うとともに財政的な将来予測を立てながら健全財政の維持に努めます。 ○定員適正化計画を策定し、類似団体との比較も行いながら適正な定員管理に努めます。 ○町広報紙、町ホームページ等を活用して町の財政状況の公表に努めます。	総務課
③計画的・効率的な施設等の管理	○公共施設等総合管理計画を策定し、施設等の効率的利用を進めるとともに活用していない財産の処分や売却等を進めます。さらに、限られた財源を計画的に施設等の維持補修に充てられるよう費用の平準化を図るとともに、日常点検の実施等によって施設の長寿命化を図ります。	総務課
(3) 自主財源の確保		
①公共施設の使用料等の見直し及び遊休施設の売却処分	○公共施設の使用料等については、適正な見直しを行います。また、使用料等を原資とした基金を造成することにより施設等の維持補修に備えます。 ○遊休施設、活用されていない財産については売却処分を進めます。	総務課

施策	施策の内容	担当課
(4) 公平で適正な課税		
①チェック体制の強化による人的ミス防止	○人的ミスによる課税誤り防止のため、課税基礎情報の二重チェック体制をすべての税で行います。	税務課
②税情報の調査・照会の充実	○申告者の意識・無意識を問わず、課税漏れを防止するため、年間を通じて税情報の調査・照会を強化します。	税務課
(5) 収納率の向上		
①納税意識の向上	○納税義務の再確認のため、なぜ税金が必要なのか、なぜ税金が生じているのかについて、根気よく納税者に説明します。	税務課
②徴収体制の強化	○滞納者に対して、毅然とした対応ができるよう「組織として統一された揺るぎない徴収体制」を構築し、マニュアル化を図ります。併せて、徴収業務の委託もより一層進め、多方面からの徴収体制づくりの強化を図ります	税務課
(6) 事務事業の効率化と広域行政の推進		
①広域行政による事務の効率化	○効果的かつ効率的な行政運営を図るため、一部事務組合による共同処理の充実を図るとともに、連携市町や近隣市町との人事交流による職員の能力向上や共同による事務処理を進めます。	総務課 企画課
②広域連携による課題解決の推進	○岡山市を連携中枢都市とする広域連携協議会により、生活に必要な機能の確保や充実、魅力ある地域づくりに取り組みます。	企画課
(7) 簡素で効率的な行政運営		
①行政改革の推進	○第1次行財政改革大綱・実施計画に基づく改革の検証を行い、早急に第2次行財政改革大綱・実施計画の策定に取り組みます。なお、策定においては、新たに策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等新たな計画が適切に実施できるように配慮します。	企画課
②新たな行政評価システムの構築	○年々厳しくなる財政事情を勘案し、早急に事務事業の評価を行い、スリムで効率的な行政運営を目指し、聖域なき見直しを加えます。特に、最優先とされる総合戦略に掲げる施策、事業が計画的に実施できるよう配慮します。また、事務事業から施策の評価や政策の評価へつなげていきます。	企画課

施策	施策の内容	担当課
(8) 自主財源の確保		
①ふるさと納税や太陽光発電による収入の確保	○ふるさと納税や太陽光発電による収入の確保により、子育て支援や定住促進など町が進める施策の推進を図ります。	企画課 協働 推進課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	行政サービス(迅速・正確なサービスなど)の充実度	25.9%	50.0%	70.0%	総務課
	行財政(組織や事務事業などの見直し、健全な財政)の運営に対する満足度	16.3%	30.0%	50.0%	総務課 企画課
	課税義務があるものの未申告件数	30件	20件	10件	税務課
	収納率の向上	97.70%	98.00%	98.50%	税務課
活動	行政評価の実施	未実施	事務事業等の評価実施	評価対象を施策まで拡大	企画課
	課税基礎情報を複数人により入力チェックする割合	50%	80%	100%	税務課
	税情報の調査・照会件数	550件	700件	800件	税務課
	徴収体制のマニュアル作成	なし	整備	維持	税務課
	岡山県市町村税整理組合への徴収委託件数	156件	180件	200件	税務課

## 施策6-5 移住定住の促進

### ■ ■ 目指す姿 ■ ■

定住機能を向上させ、町への移住定住を進めます。

### ■ ■ 現状と課題 ■ ■

- 人口減少対策の一環として、若者や子育て世代などの定住を促進しており、移住定住者に対する支援制度や住まいなどの移住定住情報を町ホームページ・広報紙・パンフレット・移住セミナー等でPRしています。また、移住定住を支援するNPO法人と連携し、本町への定住につながる取組を行っています。しかし、移住相談件数に対し、住まいの情報が足りないため、空き家の情報収集をさらに進める必要があります。
- 移住後に地域の慣例・習慣の違いなどで、トラブルになることもあるため、移住者へのサポートや地域の受け入れ体制を整えることも必要です。
- 他市町村でも定住促進に取り組んでおり、本町への移住定住のきっかけになるような独自の支援制度やPR活動も必要となっています。
- 結婚の支援については、結婚推進協議会を立ち上げ、近隣市町村や関係団体と連携し、結婚を希望される方への出会いの機会の提供や結婚に向けてのサポートに取り組んでいます。
- カップリングパーティの開催については、参加者を増やすため、在住在勤制限の廃止や利便性の高い場所での開催などを検討する必要があります。また、町外の方への移住のPRや出会いの機会の創出なども必要となっています。
- 結婚相談会については、参加者が少ないため、周知や開催方法も含め検討が必要となっています。

### ■ ■ 今後の取組方針 ■ ■

県、近隣市町村やNPO法人など関係団体と連携を図り、定住情報の発信や相談会の開催、定住促進制度の充実、結婚の支援などに努め、若者や子育て世帯の定住を促進し、まちの担い手確保を図り、町の将来を担う子どもの増加を目指します。

■ ■ 主要な施策 ■ ■

施策	施策の内容	担当課
(1) 移住定住の促進		
①移住定住の支援	○町の魅力や優位性、定住促進施策、子育て環境などの取組を積極的にPRするとともに、移住定住を支援するNPO法人とも連携し、移住定住者をサポートすることで、若者や子育て世代などの定住につながるよう取り組み、まちの担い手の確保とともに、町の将来を担う子どもの増加につなげます。	定住促進課
②空き家の活用による住宅の提供（再掲）	○町が空き家バンクの窓口となり、移住定住を支援するNPO法人と連携を図りながら、空き家情報の収集・提供を行うことにより、空き家を活用するとともに、定住を促進し、地域を支える人材の確保に努めます。	定住促進課
③結婚の支援	○結婚推進協議会の充実を図るとともに、近隣市町村や関係団体とも連携し、出会いの機会の提供や結婚に向けての研修など結婚を希望する人を支援します。	定住促進課

■ ■ 主要な目標指標 ■ ■

	指標名	現状値 (H26)	中間目標値 (H32)	後期目標値 (H37)	担当課
成果	移住・定住者数(累計)(再掲)	50組 108人	96組 208人	142組 308人	定住促進課
	結婚支援による成婚数	1組	3組	5組	定住促進課
活動	移住・定住支援制度利用件数	70件	90件	110件	定住促進課
	空き家バンク等相談件数	297件/年	350件/年	400件/年	定住促進課
	婚活イベント等の開催回数	3回	10回	12回	定住促進課
	結婚推進委員数	56人	80人	100人	定住促進課



# 資 料 編

## 吉備中央町総合計画策定まちづくり会議委員名簿

## ○町民代表、企業・事業所代表、各種団体代表委員

団 体 等	役 職 等	氏 名	備 考
吉備中央町商工会	会 長	芝 村 啓 三	会 長
商工団体（エヌイーシール株）	代表取締役社長	沼 本 成 人	副会長
吉備中央町商工会青年部	代 表	平 上 博	
小・中学校PTA、新規就農者	代 表	森 田 充 司	
町民代表（子育て世代）	代 表	鈴 木 たかよ	
町民代表（子育て世代）	代 表	大 塚 佳 子	
町民代表（新規就農者）	代 表	大 谷 悠 介	
吉備中央町転入定住支援センター	代 表	川 上 一 郎	

## ○役場各課プロジェクトチーム

所 属 課	役 職	氏 名	備 考
総 務 課	主 幹	古 林 直 樹	
税 務 課	主 幹	大 月 道 広	
協働推進課	主 幹	片 山 和 子	
住 民 課	主 幹	難 波 陽 子	
福 祉 課	課長補佐	石 井 瑞 枝	
保 健 課	課長補佐	山 本 敦 志	
子育て推進課	課長補佐	石 井 純 子	
農 林 課	主 幹	荒 谷 哲 也	
建 設 課	主 幹	大 月 豊	
水 道 課	主 幹	宮 田 慎 治	
定住促進課	主 幹	大 塚 隆 志	
教育委員会	主 幹	中 山 仁	

## ○事務局

所 属 課	役 職	氏 名	備 考
企 画 課	課 長	大 塚 実	
〃	課長補佐	浅 桐 章	
〃	課長補佐	片 岡 昭 彦	
〃	主 事	植 木 宏 美	

第2次  
吉備中央町  
総合計画

基本構想  
前期基本計画



平成28年3月  
吉備中央町